

中国人強制連行政策の成立過程

西 成 田 豊

はじめに

「自由主義史観」グループ（^{てい}体よく言えば国家主義歴史学派）の一部には、中国人強制連行は存在しなかったという議論がある。中国人強制連行にたいするこの種の事実否定論は、これまでに出版された中国人強制連行関係資料集や実態調査報告書や啓蒙書の文献をまともに検討したことがない、イデオロギー的偏見に満ちた謬論であることは言うまでもない。

しかし、翻って考えてみると、中国人強制連行を学術研究の対象として真正面から取り組んだ研究がまったくないことも事実である。中国人強制連行否定論が公然と主張される背景には、学術研究にたずさわる私たち側の問題もある。しかし、中国人強制連行を学術研究の対象とすることは、たんに戦時日本経済の一齣を明らかにすることではない。中国人強制連行の学術的究明は、戦時日本経済を戦時奴隷制、あるいは奴隷「包摂」経済としての構造的側面をもつものとしてとらえる、私たちの歴史認識にかかわる問題を含んでいる。

本稿は、そうした問題意識から、ひとまず中国人強制連行政策の成立過程を究明することを課題とする。私は現在、『中国人強制連行』というテ

一マで学術書を書き下し中であり、本稿はその第1章にあたる。本文中の括弧内に出てくる章は、右の学術書を執筆するに際して作成した章別構成の章であることを、あらかじめお断りしておきたい。

1 軍部を中心とする中国人強制連行政策構想

中国人強制連行政策の成立については、従来、1942年の「試験的」成立、44年の本格的成立が指摘されてきたが、その前史についてはまったく触れられないか、簡単に言及される程度で、本格的な究明はなされてこなかったといってよい。しかし、その前史を究明することは、たんに研究史的空白を埋めるということにとどまらず、中国人強制連行の歴史的性格を考察するうえで、欠かすことのできない課題である。朝鮮人強制連行⁽¹⁾と比較したばあいの中国人強制連行の特質は、第3章でのべるように、軍部がこれに強く関与した点にある。中国人強制連行政策成立の前史をみることは、この点を解明するためにも重要である。そこで本項では、中国人強制連行政策の前史として軍部を中心とする中国人強制連行政策の構想をやや詳しく検討することにした。

商工省燃料局石炭部における会議

1940年3月19日、商工省燃料局石炭部において、中国人強制連行に関する会議が開催された⁽²⁾。出席者は、北海道炭礦汽船株式会社、三井鉱山株式会社、三菱鉱業株式会社、石炭鉱業联合会（以上、いずれも代表）で、企画課長、事務官より、つぎのような説明がなされた。長い引用になるが、重要なので紹介することにした（傍点引用者一以下同じ）。

史料1

（昭和一引用者注）15年度増産計画ニ基クトキハ、内地人ハ勿論、鮮人

中国人強制連行政策の成立過程

ヲ以テシテモ勞務者ノ充足ハ不可能ナリ、仍^{たつ}テ支那ヨリク[・]リ[・]ヲ入ル、コトニ方針ヲ建テツ、アリ、クーリーニテモ不足スルトキハ捕虜ヲ以テ補充スル積リナリ、主トシテ樺太^{からふと}ニ入レ北海道ニモ多少入レタイト思ッテイルガ、15年度ハ約5,000人（内北海道ヘハ約1,000人）予定シ居レリ、16年度以降ハ15年度ノ成績ヲ見タ上ニテ計画スルコトニナリ居レリ、年齢ハ17歳—30歳单身者ニシテ思想堅実ナルモノヲ厳選スベシ、而シテ差当リ、1,500（内北海道割当ハ未定）ヲ入レ試験スルコトニ致シ度シ、使用期間ハ^マ声^マ價ヲ見タ上ノコトニシ、当分之ヲ定メズニ置クガ、1年1回ハ帰国セシムルコトニシテハ如何ト思ッ（テ）居ル（優遇ノ意味ニテ）。然シ本人ガ帰ル希望ナケレバ勿論其ノ儘ニシテ置ク、クーリー使用希望ノ使用主ヲ厳選シテ之ヲ指定スル積リナリ、而シテ使用主ニ対シテハ使用方法、保護方法、監督看視方法、警備方法、労働条件ヲ明確ナラシムルモ、之ガ良否巧拙ハ結局将来ノ日滿支一体ノ根本問題ニ関係ヲ持ツコト深キガ故ニ慎重ナラザルベカラズト思フ、募集ニ付テハ現地軍当局ガ斡旋努力スルコト^{もちろん}勿論ナルモ、渡航ノ為メ乗船地迄ノ受取りニハ使用主側ガ行カナケレバナラス、ソシテ使用現場マデ連送スルコト、ナル、到着ノ上ハ管轄警察署長及□衛戍司令官ニ届出デネバナラス、勿論警備方法ニハ軍隊モ関係スルガ之ハ裏面ノ話ニテ、表面ハ飽クマデ使用現場ヲ管轄スル庁ノ警察力ニヨル、申請スル方法ハ、指定使用主ガクーリー使用願3通（正、副）ヲ厚生大臣宛提出スルモノトス、書式ハ^マ略^マ鮮人使用願ト同様ナリ、賃金⁽³⁾ノ程度ハ未定ナリ

上の引用史料から、中国人強制連行政策の構想としていくつかの特徴的な点を指摘することができる。まず第1に、1939年労働動員計画が策定され、その一環として朝鮮人強制連行が始まったが、それをもってしても労働力不足が懸念されたのであろうか、1940年3月には明確に中国人強⁽⁴⁾

制連行政策の構想が打ち出されている。第2に、後にのべるように、実際に連行された中国人がもっとも多く投入された産業は土木建築業であるが、ここでは樺太の石炭産業に重点がおかれている。石炭産業が重視されていることは、前記会議の出席者が石炭企業関係者のみに限られていることからもうかがえることである。第3に、ひとくちに中国人といっても、クーリー（中国人の肉体労働者）と、その補充労働力としての捕虜が重視されている。第4に、連行対象者のひとつに捕虜が考慮されたことから分かるように、「募集」斡旋・警備に軍部が関与する方針が明示されている。第5に、以上のべた4点にわたる具体的な方針の提起にもかかわらず、さきの引用史料はまさに“構想”としての矛盾や限界を有している。「15年度ハ約5,000人（内北海道へハ約1,000人）ヲ予定シ居レリ」とのべておきながら、少し後では「差当り1,500（内北海道割当ハ未定）ヲ入レ試験スルコトニ致シ度シ」とのべていること、「連送」という言葉を使用しておきながら、「1年1回ハ帰国セシムルコトニシテハ如何カ」とのべていることなどの矛盾、そして、「16年度以降ハ15年度ノ成績ヲ見タ上ニテ計画スルコト」、「将来ノ日滿支一体ノ根本問題ニ関係ヲ持ツコト深キガ故ニ慎重ナラザルベカラズ」、「賃金ノ程度ハ未定」など、計画性・方針の未決定などが、それである。

この商工省燃料局石炭部における会議で、どのような議論が取りかわされたかは不明であるが、こうした商工省の動きをプッシュしたのは軍部であったことに注目しなければならない。

陸軍省整備局戦備課の政策

商工省燃料局で会議が開かれた翌日の3月20日、陸軍省整備局戦備課はさきの石炭企業三社宛に「苦力ノ移入及使用ニ関スル件」ヲ発出し、「首題ノ件ニ付キ御協議申上度候間、3月23日（土曜日）午後1時半陸軍省整備局戦備課長室迄御足労相煩度候」と、会議への出席ヲ督促している。⁽⁵⁾

中国人強制連行政策の成立過程

予定された議題は、(1)「苦力」使用事業主の選定、(2)「苦力」の使用法、(3)労働条件、(4)「保護方法」、(5)監視、監督、(6)「渡航」の6点であった。これらの議題で特筆すべき点は、中国人（「苦力」）の連行を「試験的ノ使用」と位置づけていたこと、樺太では約300名を一団として5ヶ所で使用し、北海道では約300名を土建、炭礦で使用し、ここでもやはり樺太への連行が重視されていたことである。⁽⁶⁾

この会議で重要なことは、軍部（陸軍省戦備課）が中国人強制連行のかなり具体的な政策を参加者に提示したことである。次に示す「苦力管理要綱草案」（史料2）、「苦力雇傭契約締結要領案」（史料3）がそれである。

史料2

苦力管理要綱草案 昭15.3.22

第一方針

1. 内地、外交策ニ関スル諸般ノ影響ヲ考慮シ、之カ管理ノ万全ヲ期ス
2. 軍官民協力シテ監督指導ヲ行フ
3. 苦力ヲ使用スル事業主ハ苦力使用ニ関スル国策ニ順応シ最善ノ管理ヲ行フ、殊ニ營利的觀念ヲ脱シ、一般勞務者ニ準ジ適正ナル取扱ヲ行フ
4. 昭和15年度苦力移入ハ将来大量移入ニ対スル試験ノ目的ヲモ之ヲ有スルヲ以テ充分ナル試験ヲ遂クルモノトス

第二 要項

1~4（略）

5. 苦力雇傭契約（別紙参照一不明）

6. 賃金及其ノ支給

1. 賃金額ハ円ブロック内ニオケルクーリーノ標準賃金以上ヲ支給

ス

2. 月例貯蓄ヲ実施セシメ、為シ得ル限り本国ニ在ル父兄ニ送金スル如ク指導ス
3. 出発手当トシテ 50 円支給ス（成ルヘク之ヲ父兄ニ与フ）
4. （略）

7. 衣, 食, 住

1. 宿舍及 1 部ノ寢具ハ事業主負担トス
2. （略）
3. 食事ハ成ルヘク苦力ノ支那ニ於ケル慣例食ヲ用フルコトニ努力ス

8. 移入及渡航

1. 苦力中樺太出稼ヲ希望スル素質優良（年齢 17, 8 歳以上 30 歳未滿ノ独身者ニシテ思想堅実, 身体強健ナルモノ）ナルモノヲ選出ス
2. 移入時期ハ成ルヘク速カナルコト（早クテ三ヶ月後位ニ実施ノコト、ナラン）
3. 渡航ノ実施ハ事業主自ラ之ヲ行フ, 但シ状況ニ依リ軍及興亜院所要ノ援助ヲ与フルコトアリ
4. 渡航ハ集团的ニ之ヲ行ヒ, 必ス事業主又ハ責任アル代理人引率ス, 渡航ノ為ノ費用ハ事業主之ヲ負担ス

9. 職場ノ選定

1. 警備, 防諜, 作業場ノ保全及苦力ノ生理的素質ヲ顧慮ス
2. 苦力ハ 100 名 1 団トシテ集団使用ス, 1 団ハ又 25 名ヲ以テ班トナシ, 団及班ニ長ヲ設ク

10. 労働条件ヲ適正ニス

1. 労役扶助規則（鉦夫労役扶助規則一引用者注）ニ準ズルモ, ク

・リーニ適應スル例外ヲ設クルコト

2. (略)

3. 苦力ノ雇傭契約ハ当分ノ間^一ヶ月毎ニ之ヲ行フ

11. 福利厚生

1. 2. (略)

3. 慰安、娛樂ノ施設

4. (略)

5. 性的欲望考慮

朝鮮人、支那人娼婦ノ誘致⁽⁷⁾

史料 3

苦力雇傭契約締結要領案

昭 15.3.22 戦 備 課

第 1 案 新中央政府（又ハ臨時維新政府）ノ承認セル支那人ヲ苦力請負者トシテ、当請負者ト内地事業主ト契約ヲ締結ス

第 2 案 新中央政府（又ハ臨時維新政府）ノ承認セル支那人ヲ通シ募集セシメ、雇傭契約ハ直接支那人応募者ト事業主ト契約ヲ締結ス

第 3 案 現地軍又ハ興亜院ヲシテ募集セシメ、雇傭契約ハ直接支那人応募者ト事業主ト契約ヲ締結ス

第 4 案 俘虜解放ニヨルモノハ現地軍又ハ興亜院之ヲ斡旋シ、然ル後ハ前記第 1 案乃至第 3 案ニ依ル⁽⁸⁾

以上の 2 つの史料から軍部（陸軍省戦備課）がどのような政策構想をい
だいていたかがわかる。まず史料 2 からは、傍点を付した箇所から明らか
なように、中国人強制連行はクーリーを対象とした樺太向けの試験的「移
入」であること、それも速やかに実行にうつすべきこと、指導監督・「移

入」における軍・官の介入、「移入」中国人の部隊組織的編成、「雇傭契約」の1年ごとの更新、賃金の貯蓄奨励、「移入」中国人による寝具の負担、中国食の常用、そして何よりも労働慰安婦としての朝鮮人・中国人女性⁽⁹⁾の連行などが注目される。そして「第1 方針」の冒頭に「内地、外交等ニ関スル諸般の影響を考慮シ」と記されていることからわかるように、軍部といえども、中国人強制連行については、国内の治安や国際関係について慎重な配慮をほどこさなければならなかった。史料2から判明する以上の諸点は、クーリーを対象とした樺太向け「移入」をのぞけば、後に成立する中国人強制連行政策のなかに具体的に引き継がれていく。

しかし、史料3がものがたるように、クーリーとの「雇用契約」主体、クーリーの募集斡旋主体についてはいまだ未確定であった。国内の事業主と「契約」する主体は、「新中央政府」（「華北政務委員会」を指すのであろう）が承認する「苦力請負者」か（第1案）、それとも中国人の「応募者」か（第2案、第3案）、また募集斡旋主体は、「苦力請負業者」か（第1案、第2案）、「現地軍」、興亜院（1938年12月内閣の外局として設置された、中国占領統治の中央機関で、現地に連絡部が存在した）か（第3案、第4案）などの点が未確定であることも、史料3は示している。こうした重要な点が曖昧のまま、中国人強制連行の速やかな実施を促していることは、軍部の政策構想の決定的な矛盾であった。

こうした矛盾が存在したにもかかわらず、中国人強制連行に軍部がもっとも積極的であったのは、1940年に入って日本軍の華北侵略が急速に展開したためであった。

戦備課会議における企業の対応

1940年3月23日、戦備課で開催された会議では、結局、北海道の石炭企業ではどれ位の人数の中国人を「移入」、収容できるかという問題に絞られたものの、「各社トモ消極的態度ヲトリ」⁽¹⁰⁾、現在の炭礦規模から考えて

大量にクーリーを使用することは不可能であることを表明、「殊ニ昨秋以來鮮人勞務者ヲ多数使用シツ、アル現状ニ照シ、日本人、朝鮮人、苦力ト3大別シテ作業ニ従事セシムルコトハ監督上且ツ勞務管理上ニ於テモ複雑微妙ナル問題ヲ生ジ、先キ行キ相当ノ不安ヲ抱キ居ル⁽¹¹⁾」ことがのべられた。そのため、3社代表者にはとりあえず、1企業で100名、3企業で300名位を「試験的ニ」に使用することを、軍上層部に具申することを申し合わせた⁽¹²⁾。企業にとって「敵国人」である中国人を導入することは相当慎重であったことがわかる。同化政策によって「日本人」化された朝鮮人の「移入」は、均質的であることを特質とする日本企業にとって異和感はなかったものの、中国人の「移入」は異質なものが導入されるという点で、日本企業の組織的体質を脅かしかねないと、受けとめられたのであろう。

石炭鉱業聯合会における調整と軍部の反発

しかし石炭鉱業聯合会は、上記3社の300名では「軍部ニ対スル手前、如何ニシテモ少ナスギル」と判断し、500名に増員し、受け入れ体制の案も作成して軍上層部に回答した。次の史料4がそれである。

史料4

昭和十五年四月十一日

石炭鉱業聯合会[㊤]

北海道炭礦汽船株式会社

中山 督殿

苦力輸入及使用ニ関スル件

拝啓 昨日御協議申上タル苦力輸入ニ関スル当局ヘノ回答案ニ関シ重ネテ御打合せ致度^{たく}候間、来ル十八日（木曜日）正午当会事務所へ御参集願上候 匆々

苦力輸入ニ関シ当局へ回答案

- 一. 輸入員数第一回ノ輸入人員ヲ五〇〇名トシ、之ヲ各社ニ割当て試験シ、其成績ニヨリテ第二回以降ノ輸入人員数ヲ決定スルコト
- 二. 賃金、平均二円……
- 三. 応募条件、単身者ニ限ルコト
- 四. 雇傭期間、満二ヶ年トスルコト
- 五. (略)
- 六. 住宅資材、当局ニ斡旋ヲ要請スルコト
- 七. 被服資料、同上
- 八. 賄、^{まかない}苦力ヲシテ自治的ニ行ハシムルコト

(13)
以上

石炭鉱業聯合会で3社案より200名増員したにもかかわらず、軍当局は申込数が少なすぎると反発し、「業者が常ニ人的資源ノ不足ヲ嘆キ居ル現況ヲ何トカシテ救済シテヤロウト腐心シテ斯克苦力問題ヲ斡旋シテ居ルノニ、何ノカノト文句ヲ並べ、然モオツトメノ^{かよう}気持デス様ノ少数シカ申出ラレナイ様ナ肚デハ世話スル⁽¹⁴⁾甲斐ガナイ」とつよい不満を表明した。

興亜院の反対と企画院における「移入」中止決定

軍部のこうした強い不満の表明にもかかわらず、興亜院は、「満州国」への華北からの労働力移入と華北における労働力需要を第一義的課題と考えており、中国人強制連行に関して、「⁽¹⁵⁾肝腎ノ興亜院デハ気乗薄ナルノミナラズ、相当強硬ナル反対意見ヲ把持セル」状態であった。「苦力使用問題ハ軍当局ハ軍自身ノ立場ヨリ比較的簡單ニ考ヘテキル様デアルガ、満、⁽¹⁶⁾支ソレ自体ノ勞力需給乃至内地治安関係上、之（中国人強制連行一引用者注）が実現ニハ相当困難ナル問題ガ多分ニ介在シテキル様デアル」と、石炭鉱業聯合会の一幹部はのべている。

こうした状況をうけて、1940年10月企画院は「苦力輸入」（中国人強制連行）を正式に「中止」することを決定した。「苦力輸入」の「中止」の理由は多岐におよんでいるが、主要な理由をあげれば次の4点である。⁽¹⁷⁾

(イ)「労務管理上ノ問題」—「朝鮮人ヲ使ッテ相当手ヲ焼イテキル上ニ、更ニ全然使ッタ経験ノ無イ苦力ヲ入レルコトハ、労務管理ヲ非常ニ複雑化スルト共ニ、取扱上苦力ノミノ現場ヲ作ッテ使用スルトイフ事ニデモナレバ、実際問題トシテ相当ノ困難ガ予想サルルコト」⁽¹⁸⁾

(ロ)「北支カラ現ニ満州ニ多数ノ苦力ガ移動シテ居ル上ニ、北支自身ノ開発トイフ問題アリ」

(ハ)「南京政府トノ関係」—南京政府に対してさまざまな「政治工作」をするうえで、中国人強制連行は「逆宣伝」に利用される可能性があり、「移入」中国人が被災したばあい、その可能性はいっそう拡大する。

(ニ)「重慶政府トノ関係」—中国人強制連行を実施すれば、「移入」中国人100人のうち1、2人は重慶政府の「スパイ」が潜入してくるであろうから、その「スパイ」がどのような問題を引き起こすかも知れず、「危険千万」である。

以上4点の理由のうち、(イ)は資本の論理、(ロ)は興亜院の政策であるが、企画院の説明によれば、(イ)、(ロ)は「大シタ難点デナク、殊ニ(ロ)ニ関シテハ北支ヨリ満州ヘハ百万人モ移動スル位dealカラ、ソノ中ノ二万、三万位ヲ内地ニ持ッテ来ルコトハ困難デナイ」とされ、「最大難点ハ(ハ)(ニ)deal」と位置づけられている。⁽¹⁹⁾ 結局、1940年の時点で日本政府をして中国人強制連行の「中止」を余儀なくせしめたものは、日本の中国侵略上の政治的判断であった。したがって、その政治的判断が変化すれば、中国人強制連行政策は再び浮上することになる。事実、さきの企画院決定は最後に、「但シ将来、米、ソ連両国相手ニ戦争デモスル様ナ事態トナラバ、ソウ（中国人強制連行の「中止」—引用者注）モ言ッ

テ居ラレナクナルダロウ」⁽²⁰⁾とのべているのである。

2 興亜院の政策変化

「満州」、華北における経済建設と、そのための労働力確保に政策的重点を置いていた興亜院は、日米開戦がきっかけになったのであろうか、1942年に入って中国人の強制連行にも積極性を示すようになり、同年8、9月ころ（推定）「華北労働者ノ対日供出ニ関スル件」⁽²¹⁾を発表した。それはまず「方針」として次のようにのべている。

日本内地ニ於ケル労働者不足ノ現況ニ鑑ミ、華北労働者ニヨリ之カ充足ヲ図リ、以テ戦時経済ノ円滑ナル運営ニ資スル共ニ、供出労働者ニ対シ将来華北ニ於テ必要トスル労働技術ノ習熟ヲ併セ達成セシムルヲ目的トス

興亜院の政策的任務上、中国人の「供出」はたんに日本国内における労働力不足を解消するためではなく、そこで得られた技能・熟練を将来の華北経済「建設」に役立てられなければならないと、位置づけられている。この点は、次の「要項」のなかで、「華北産業開発ニ必要トスル技能工養成ノタメ青少年労働者ヲ見習工トシテ供出スルモノトス」と記されていることから明らかである。こうした〈中国人強制連行→技能・熟練の習得→華北経済「建設」〉という構想が絵に画いた餅であることは、第5章で考察する中国人強制労働の実態を見れば明らかである。

しかし、興亜院の「華北労働者ノ対日供出ニ関スル件」は、たんに上記の点にとどまらず、中国人強制連行の具体的な施策を明示している。まず「供出」では、「募集、輸送、就労中ノ労働管理ノ一部並帰還ヲ一貫シ、華

北劳工協会之ヲ行フモノト」され、華北劳工協会（第2章参照）が中核的な役割を担うことが明記されている。また、「当初ハ供出者ヲ少数ニ止メ、之ガ実績ニヨリ漸次増加ヲ図ル」とされ、軍部、商工省とおなじように中国人強制連行に慎重な態度をとっている。

また「募集」では、「華北劳工協会ハ新民会、⁽²²⁾華北交通其ノ他関係機関ト緊密ナル連繋ヲ保持シ、之等各機関ノ組織ヲ通シ募集工作ヲ実施シ、特ニ新民会青年訓練所卒業生ヲ活用スルモノトス」とされ、⁽²³⁾華北劳工協会と植民地機関との連繋が重視されている。さらに「供出者」については、「供出労働者ノ年齢ハ自二〇歳至三〇歳ヲ以テ標準トシ、特ニ思想ノ点ニ留意スルモノトス」とされ、抗日勢力の連行＝国内流入に敏感な配慮がなされている。「供出労働者」は、大隊長、中隊長、小隊長、分隊長（労働者20名）というように、部隊組織に編成され、大隊長には書記2名、指導員1名、中国人医師1名が、小隊長には書記1名、指導員1名がそれぞれ付属するものとされている。指導員は「華北劳工協会員又は同協会ノ委嘱セル者」とされた。

また「管理」については、「日本人労働者トノ摩擦ヲ防止スルタメ集团的ニ就労セシム」、「(賃金の一引用者注) 現金ハ可及の家郷送金又ハ積立貯金セシムル如ク措置スルモノトス」、「残留家族ニ対スル宣撫救済ノタメ事業者ハ華北劳工協会ニ資金ヲ供託スルモノトス」などが明記されている。第5章でのべるように、集团的就労や積立貯金は実施されたものの、「家郷送金」や残留家族を「宣撫救済」するための資金供託などはまったくおこなわれなかったことを指摘しておきたい。

一方、「経費」については、「供出ニ要スル一切ノ費用ハ事業者ノ負担トス、募集費ハ一人当単価ヲ協定シ、華北劳工協会ニ一括前納セシメ、出港地ニ於ケル引渡員数ニ基キ精算スルモノトス」とされた。

以上のべた興亜院の「華北労働者ノ対日供出ニ関スル件」には「対日供

出勞務者取扱ニ関スル注意事項」なる文書が添附されている。そこでは、⁽²⁴⁾「供出ニ際シテハ特殊婦女ヲ随伴セシム如ク措置スルモノトス」とされ、労働慰安婦の連行がはっきりと指示されている。また、「中国人ノ慣習ヲ考慮シ生活様式、食料、嗜好品等ノ支給並節日、葬祭ニツキテハ特ニ配慮ヲ要スルモノトス」とされ、中国人の民族的・文化的様式に則った管理が明示されている。この点は、後述する正式決定された中国人強制連行方針のなかにも貫かれており、興亜院が早くもこの点に言及していることに注目しなければならない。

3 資本の政策転換

北海道炭礦汽船の政策

上述したように、1940年時点では、石炭企業は中国人の強制連行に消極的であった。しかし、そうしたなかにあっても、北海道炭礦汽船（以下、北炭と記す）の一労働課職員のように、中国人の強制連行を積極的に主張する人びとがいた。

その労働課職員は、40年9月28日付で「労働者募集私案」なる文書を草し、そのなかで次のようにのべている。

能率的ナ労働者ノ募集ガ……根源ヲナシテキルモノデアル事ハ言ヲ俟タナイ所デ有リマス……（中略）……此ノ所ニ於テ其ノ労働力、粘着力、勤勉、柔順ナル支那人苦力（満州苦力）ノ獲得ニ全力ヲ注グ事ガ一番ノ最上策デハナイカト存ズル次第デアリマス……私ハ親シク日、鮮、支ノ労働力ヲ使ツタ体験ニ依ッテ、⁽²⁵⁾鮮人ハ日本労働者ノソレニ比シテ約三分の一人前以上ヲ稼ギ、⁽²⁵⁾満支人ニ至ッテハ邦人労働者ノ優ニ二倍ノ労働力ヲ有スル事ヲ知ッテオリマス

この労務課員はさらに「苦力ニ関シテ」というもうひとつの文書（年月日不詳）を草し、そのなかで、「当社トシテ活躍スヘキハ天津、芝罘^{ケーフあたり}辺ノ苦力デ、之ガ募集ガ出来レバ之ニ越シタコトハ有リマセン」とのべ、苦力の特質として

「一、仕事ニ粘着カヲ有スル事

一、絶対柔順デ有ル事

一、常ニ之ニ鞭打ツ（本物ニテ牛馬ノ如ク）テモ決シテ反抗シナイコト

一、労働賃銀ノ低廉ナルコト（内、鮮人ニ比シテ）

一、就業時間ニ何等不足（満一引用者注）ヲ云ハヌコト」（◎印原文のママ）

と、企業にとって都合な差別的規定を与へ、これらの「美点ヲ有スル事ハ既ニ各位ニ於カレテモ御承知ノコトト存ジマス」とのべ⁽²⁶⁾、中国人（苦力）の導入を使囀している。

しかし、この一労務課員の主張が、北炭の支配的政策にならなかつたのは、これとまったく反対の意見も存在したからである。北炭資料課の一職員は、40年10月4日、「山東苦力」を使用した経験のある樺太鉱業株式会社の東京出張所長を訪問し、「支那苦力ノ使役ニ就テ」という問題について聴取をおこなった。その資料課職員は『復命書』のなかで、「結論的ニ之ヲ謂ヘバ苦力ノ使役ハ大失敗ニ帰シタリ」とのべ、その理由として「第一ニ、能率悪キコト、第二ニ、日本人鉱夫ト異リ民族的感情ヲ異ニスルコト、第三ニハ些未ノ小事ニ激怒シ……団体的暴動ヲ惹起シ易キコト……（中略）……第五ニ、生命ニ対スル觀念ナク死ヲ恐レザルコト、動物以下ナルコト……」⁽²⁷⁾と、これまた差別的偏見を記し、中国人の導入に否定的な見解を披瀝している。

こうした否定的な見解があったからこそ、北炭の首脳部は中国人強制連行に消極的な態度をとったのであろう。

北海道炭礦汽船の政策転換

中国人強制連行実施への北炭の政策転換は、1942年、同一資本系統の三井物産の政策に規定されて始まった。42年9月17日、三井物産青島支店長は東京本店の石炭部長宛に次のような文書を書き送っている。

史料5

昭和17年9月17日

青島支店長

東京

石炭部長殿

○華人石炭坑夫募集ノ件

北海道炭礦社（北炭一引用者注）ニ右御研究相成度も御希望ニ依リ、募集能否等一応ノ調査方ハ八月廿七日附御状拝誦仕り候ニ就^{ついで}而ハ、当地財団法人華北劳工協会青島弁事処ヨリ聴取セル所ヲ以テ拙速^{なが}乍ラ御回答申上候……（中略）……華北ノ勞務者素^{もと}ヨリ質的ニハ低劣ナル可キニ付、是レヲ技能的ニ訓練シ、生活環境ニ慰樂ヲ与ヘ、以テ定着性ヲ高メル為メニハ、

一、単ニ人頭数ヲ集メルト云フ漫然タル募集方法ハ不可

一、内地当局ト華北軍官当局間トノ基礎的打合ノ下ニ、華北ノ特殊機関例ヘバ「新民会」如キモノヲ通ジテ、各地別ニ素質良キ壯年者ヲ集メテ組織体トナシ、是レヲ導入シテ実地ニ訓練シ育成シテ熟練労働者ニ仕上ゲル事トシ

一、或期間後、既教育勞務者ヲ現地ニ環流セシメテ第二陣、第三陣ノ勞務者誘出ヲ計ル

等、勞務政策ノ線ニ沿フタ行キ方デナケレバ、恒久策トシテハ不可ト被

存候

従^{したがつて}而、一時ノ方便トシテ無方針ノ現地出張募集ヲ試ミテモ所期ノ効果
(28)
ハ挙ガラザル……

上の史料は、「素質良キ壮年者」を教育訓練して熟練労働者としたうえでなければ、中国人強制連行の実効性はないことを記している。第3章で述べるように、実際の中国人強制連行は右の史料が語るのところとは程遠いものであったが、いずれにせよ、ここでは後述する北炭の政策転換に三井物産が重要な役割を果たした点を確認しておきたい。

三井物産のこうした情報と、陸海軍、企画院、興亜院の政策の急転回をうけて、北炭労務部は42年9月28日、各鉱業所長、各礦長宛に次のような文書を発出している。

史料6

加藤常務

各鉱業所長、各礦長

労務部

労務特報第五号（九月廿八日）

苦力使用問題具体化ス

予テ思案中ナリシ苦力使用問題ハ、内地労務充足難ニ加ヘテ鮮^マ人^ヲ労力ノ充足スラ^{はかばか}シカラザル現状ニ鑑ミ、陸海軍、企画院ニ於テハ使用止ムヲ得サルヘシト謂フニ意見ノ一致ヲ見、目下最後ノ新案ヲ下スベキ興亜院ニ於テ審議中ナルガ、興亜院ニ於テモ難関タル課長会議ヲ通過シタルヲ以テ、残ル処ハ部長会議並ニ長官ノ新案ヲ^ま俟ツ迄トナリ、^{いよいよ}愈々民間ニ於テ使用スル場合ノ使用先、使用条件等ノ具体的提示ヲ必要トスル緊急ノ事態ニ立至レリ。貴社ニ於テモ最低五〇〇名程度ヲ引受使用ノ方針ヲ

□□ガルベカラザルヲ以テ、目下其ノ使用条件ニ付考究中ナルモ勞務部トシテノ原案ハ左ノ如シ……⁽²⁹⁾〔「原案」略〕

上のような情勢認識のうえに立って北炭勞務部長の前田^{はじめ}一は、先の三井物産青海支店長宛にさらにいっそうの情勢判断、情勢報告をもとめた書状を書き送っている。

史料7

昭和17年10月3日

北海道炭礦汽船株式会社

勞務部長 前田 一

三井物産青海支店長

土岐正直殿

拝啓 益々御清栄奉賀候

^{のふれば}陳者去月17日附御社石炭部長宛

華人石炭坑夫募集ノ件

ニ関スル御状写拝受仕^{つかまつり}候、御蔭ヲ以テ華人勞務者ノ狀況ニ関シ多大ノ啓発ヲ相受ケ御厚情ノ段、^{ありがたく}難有御礼申上候

御承知ノ如ク石炭増産ニ伴フ勞力補充ノ問題ハ、内地給源ノ涸渴ニヨリテ日増シニ難渋ヲ加ヘ、唯一ノ補充対策タル鮮人勞務者ノ移入モ亦諸般ノ角度ヨリ見テ最後ノ段階ニ近ツキツツアル感有之、結局残ル問題トシテハ華人若クハ俘虜ノ使用以外ニ途^{みち}ナキ状態ニ立至リ居候折柄、仄聞スル処ニヨレバ華人勞務者ハ交戦国民タル關係上、内地渡航ニ危惧ノ念ヲ抱キ生命ノ危険アリト恐怖感ニ襲^{これあり}ハレ居ルトノ説モ有之候ガ、斯クテハ軍隊の命令移出ノ方策ニテモ講ゼザル限り華人勞務者ノ内地移出ハ絶望

ニ非ズヤトモ想像セラレ候ガ、其ノ辺ノ事情如何ノモノニ候哉
或ハ

一、御社又ハ他ノ個所ニ於テ石炭荷役等ノ仕事ニ従事シ、会社事業ノ何物タルカニ多少ノ理解アリ内地ニ渡航スルモ生命危険等ノ恐怖感ヲ抱クコトナク所謂^{いわゆる}二、三年出稼ギニ出ル程度ノ心組ニテ内地炭礦勞務者トシテ応募スルガ如キモノアリヤ否ヤノ点

一、此等ノ募集ニ当リテハ……勞工協會、新民会ノ如キ機關ニ全部供出方ヲ依頼スルコトトシ、当方ヨリハ連絡程度ノ社員派遣ヲ以テ足ルモノナリヤ否ヤノ点

一、或ハ苦力頭ト云フガ如キ特殊存在ヲ捕捉スルニ非レバ、募集不可能トナル等ノ地方的特殊事情アリヤ否ヤノ点

一、募集費其他必要ナル経費ノ大略ハ如何ナルモノナリヤノ点

一、当方所要員数ハ差当リ坑道掘進夫トシテ五百名程度ナルガ、今後一、二年ノ間ニ収容寄宿舎完成ト共ニ三千名程度迄収容シタキ希望ナリ 一回三百乃至五百名程度トシテ輸送方法（船便）並ニ経路ノ御見込ハ如何ナランノ点

等ノ諸点ニ関シ重ネテ御教示相煩度存候、尤モ前便御指示ノ通り本件ノ実現ノタメニハ何ヨリモ内外地官辺、軍当局等ノ御諒解ヲ得ルコトコソ先決問題ト被^{ぞんせられ}存候処、内地官辺ニ於テモ石炭増産ノ絶対性ニ鑑ミ増産ヲ阻害セル勞力補充ノ為メニハ華人、俘虜等ノ使用モ亦不得止ナルベシト謂フ迄ニ決意有之哉ニ仄聞致居候間、業者トシテモ十分ナル資料ニヨリ自信ヲ以テ華人移入ニ積極的折衝ヲ試ミ度存念ニ御座候ニ就而当局ヘノ陳情交渉ハ今後共強力ニ相進可^{いたすべく}致候モ、内地官辺ト出先官辺トノ間ニハ或ハ意見ノ相違モ無キニシモアラズト被^{おしつけ}存候、御地ニ於ケル軍部、官辺ノ華人移出ニ対スル御意向等、併セテ拝承出来得レバ幸甚之ニ不過ト存候、何分現地ノ実情ニ関シテハ全く不案内ニ有之候タメ、甚ダ不躰

ノ儀ニ候得共、火急ノ折柄御状御礼^{かたがた}旁々重ネテ御向申上タル次第ニ御座
候⁽³⁰⁾ 拝具

この文書から次の4点を読みとることができる。(1) 前掲史料6にも記されているとおり、朝鮮人強制連行の先行きがみえてきたことから、中国人強制連行に踏み切らざるをえないこと、⁽³¹⁾(2) それまで一貫して問題にされてきた「苦力」から一転して「華人若クハ俘虜」に連行対象が変化していること、(3) それにもかかわらず、「募集」・「移入」＝強制連行の組織と形態、方法が不分明であること、(4) 「出先官辺」＝植民地「政府」機関の動向が判明せず、そのことに相当過敏になっていること、がそれである。(2) の変化の理由は明らかではないが、北炭のその後の文書で「苦力」という言葉が再び登場してくるので、「苦力」は「華人若クハ俘虜」一般と同義と解してよいのかも知れない。その点はともかく、史料6・7は、「帝国」日本政府の統一の見解と、中国人強制連行の制度的構造さえ明確になれば、北炭は積極的に中国人強制連行を受け入れる態勢に転換することを示している。

北炭のこの政策転換の際重要なことは、北炭が中国人強制連行に関して石炭統制会と緊密な連絡をとっていることである。事実、北炭の前田一は同年9月30日、石炭統制会田中丑之助宛に「拝啓 先般ハ苦力問題ニ関スル御内示難^{ありがたく}有⁽³²⁾ 拝聴仕候」という書状を書き送っている。さらに前田一は、同年10月14日石炭統制会労務部長宛に

拝啓 昨日会議席上御話有之候

苦力移入希望条件

別紙(略一引用者注)ノ通御回答申上候間、^{よろしく}宜敷御配慮^{くだされ}被下度此段得貴
意候⁽³³⁾ 匆々

と、苦力「移入」希望条件を提示している。

北炭のこうした政策転換はしかし、かならずしもスムーズにおこなわれたわけではない。げんに、北炭平和鉱業所の労務課長は、同年10月9日本社労務部長（前田一）宛に次のような苦衷を漏らした書状を送付している。

当所労務者不足ニ付格別ノ御高配ヲ煩シ厚ク御礼申上候、小職トシテハ戦地ノ体験ヨリシテ賛意ヲ表シ候得共、各礦長ノ意志ヲ徴シ候処、真^ま谷^や地^ちハ大体五〇ヲ要求致候得共、他ハ「人間ハ欲シイガ考ヘサセテクレ」トテ、管理方法等ニツキ一寸二ノ足ヲ踏ミオル状態ニテ、鉱業所トシテノ明確ナル御返事（中国人を受け入れるかどうか―引用者注）ハ目下ノ処申上兼候、サリトテ刻下猫ノ手モ欲シキ位勞力仏底ノ折柄旁御厚志ニ副^そフヲ為ニモ苦力使用実現ヲ要スベキ故、早急ニ「苦力管理法」御高示被^ま下^さ候心、「喰ハズ嫌ヒ」ヲ解消シ且安心シテ各礦共可使用ト被想像候
(34)
……

平和鉱業所は、北炭が、数ある鉱業所のなかで唯一「移入」中国人を受け入れることを決定した鉱業所であるが、⁽³⁵⁾その鉱業所長が「敵国人」「異質な」労働力が導入されることにたいして、どのように管理・対処したらよいかわからず、率直に不安を表明しているのである。北炭の政策転換は、こうした末端の鉱業所の不安や戸惑い⁽³⁶⁾を説得して強行された。

業界団体の政策転換

北炭が中国人強制連行の政策を決定する際、石炭統制会と緊密な連絡をとっていたことから窺えるように、石炭統制会の前身である石炭鉱業連⁽³⁶⁾合会は1941年8月早くも中国人強制連行の方針を固めている。事実、同年8月14日、石炭鉱業連合会会長は日本金属鉱業連合会会長と連名で、

企画院総裁，商工大臣，厚生大臣宛に「鉱山労務根本対策意見書」を提出し，そのなかで「外地労力の移入」を提言し，このべている。

支那苦力の移入に付ても積極的に促進を要すること，但し苦力の使用は社会上保安上其の他の見地より鉱山以外の産業部門を先にするものとす，右苦力に対しては各種労働立法に拘泥せず，特殊労務管理を断行するの要あり⁽³⁷⁾

業界団体としてはさらに，財団法人土木工業協会が1942年10月20日，『華北労務者ノ使役ニ関スル件』という文書を作成し，「興亜院ノ『華北労務者ノ対日供出ニ関スル件』ノ方針ニ基キ，土木工用労務者ノ移入ヲ実施セントス」と，中国人強制連行の方針を決定している⁽³⁸⁾。この文書は，上記「方針」の次に「移入要領」として，「供出人員」，「募集」，年齢，「募集」条件などをこと細かに定めている。「募集」については，「華北側事業体ニ於テ現有スル労務者又ハ嘗テ土木工ニ従事シタル経験ヲ有スル者ノ中ヨリ思想穩健ニテ成績優秀ナル者ヲ選定供出スルコト」（傍点引用者）とされているが，実際の中国人強制連行とこれがいかに掛け離れたものであったかは第3章でのべるとおりである。この文書は最後に，「前各項ノ外計画及条件……詳細ニ亘リテハ華北勞工協会ト其ノ都度協議ノ上決定スルモノトス」と記し，中国人強制連行に華北勞工協会が介在することを指摘している。

4 中国人強制連行政策の端緒的成立

1942年11月の閣議決定

以上のべた興亜院の政策変化，資本の政策転換など，政治的・経済的環

境条件が変化するなかで、政府は1942年11月27日、「華人労働者内地移入ニ関スル件」を正式に閣議決定した。案文は企画院と大東亜省が作成した。その内容は次のとおりである。

史料 8

第一 方針

内地ニ於ケル労働需給ハ愈々逼迫ヲ来シ、特ニ重筋労働部面ニ於ケル労働力不足ノ著シキ現状ニ鑑ミ、左記要領ニ依リ華人労働者ヲ内地ニ移入シ、以テ大東亜共栄圏建設ノ遂行ニ協力セシメントス

第二 要領

- 一. 本方策ニ依リ内地ニ移入スル華人労働者ハ、之ヲ国民動員計画産業中鉱業、荷役業、国防土木建築業及其ノ他工場雑役ニ使用スルコトトスルモ、差当リ重要ナル鉱山、荷役及工場雑役ニ限ルコト
- 二. 移入スル華人労働者ハ主トシテ華北ノ労働者ヲ以テ充ツルモ、事情ニヨリ其ノ他ノ地域ヨリモ移入シ得ルコト、但シ緊急要因ニ付テハ、成ル可ク現地ニ於テ使用中ノ同種労働者並ニ訓練セル元俘虜、元帰順兵ニシテ素質優良ナル者ヲ移入スル方途ヲモ考慮スルコト
- 三. 移入スル華人労働者ノ募集又ハ斡旋ハ、華北労働協会ヲシテ新民会其ノ他現地機関トノ連繫ノ下ニ之ニ当ラシムル
- 四. 移入スル華人労働者ハ年齢概ネ 40 歳以下ノ男子ニシテ、心身健全ナル者ヲ選抜スルコトトシ、家族ハ同伴セシメザルコト
- 五. 華人労働者及其ノ指導者ハ移入ニ先立チ一定期間現地ノ適當ナル機関ニ於テ必要ナル訓練ヲ為スコト
- 六. 華人労働者ノ使用ヲ認ムル事業場ハ、華人労働者ノ相当数ヲ集团的ニ就勞セシムルコトヲ条件トシ、関係庁協議ノ上之ヲ選定スルコト
- 七. 華人労働者ノ契約期間ハ原則トシテ 2 年トシ、同一人ヲ継続使用

スル場合ニ於テハ 2 年經過後適当ノ時期ニ於テ希望ニ依リ一時帰セシムルコト

八. 華人勞務者ノ管理ニ関シテハ華人ノ慣習ニ急激ナル變化ヲ來サザル如ク特ニ留意スルコト

九. 華人勞務者ノ食事ハ米食トセズ、華人勞務者ノ通常食ヲ給スルモノトシ、之ガ食糧ノ手当ニ付テハ内地ニ於テ特別ノ措置ヲ講ズルコト

十～十二. (略)

第三 措置

本方策ノ実施ニ当リテハ、之ガ成否ノ影響大ナルベキニ鑑ミ、別ニ定ムル要領ニ依リ試験的⁽³⁹⁾ニ之ヲ行ヒ、其ノ成績ニ依リ漸次本方策ノ全面的実施ニ移ルモノトスルコト

上の閣議決定「華人勞務者内地移入ニ関スル件」は、多くのことをものがたっている。第 1 に、中国人「移入」の対象業種は、重筋労働部門すなわち鉱業、荷役業、国防土木建築業、工場雑役とし、さしあたり鉱業、荷役業、工場雑役に限定する。第 2 に、「移入」中国人は苦力に限ることなく、「華北ノ勞務者」とし、緊急のばあいには、同一業種の勞務者、俘虜、帰順兵などを考慮する。第 3 に、「移入」のための「募集」、斡旋は華北勞工協會が中心となり、新民会などの植民地機関と協力しておこなう。第 4 に、中国人を「移入」する事業場は、関係官庁が協議のうえ選定する。第 5 に、「移入」中国人の「契約期間」は、2 年とし、「契約」を延長するばあいは有和策として一時帰国させる。第 6 に、「移入」中国人の管理や食事は、慣習を重んじ、中国食を給する。そして第 7 に一これがかつとも重大な点であるが一閣議決定は、中国人強制連行の「試験的」な試みであり、その「成績」をみて「全面的実施」に移る。その点で、さきの閣議決定は、中国人強制連行政策の端緒的成立と規定してよいであろう。

「第三措置ニ基ク華北勞務者内地移入実施要領」

閣議決定の同日、企画院第三部は、華人勞務者内地移入ニ関スル件第三措置ニ基ク華北勞務者内地移入実施要領」を發表し、中国人強制連行の「試験的」試みの具体案を提示した。それは次のとおりである。

史料 9

華人勞務者内地移入ニ関スル件第三措置ニ基ク第一次移入ハ概ネ左記要領ニ依ルモノトス

一. 産業種別並供出時期

産業種別ハ荷役業及炭礦業トシ、移入ハ現地及内地ニ於ケル準備ノ完了ヲ俟テ可及的速ニ行フコト

二. 員数

荷役業 第1次 五〇〇名

炭礦業 第1次 五〇〇名

三. 供出方法

供出幹旋ハ華北勞工協會ヲシテ之ニ当ラシムルコトトシ、第一次ノ供出ハ左記ノ方法ニ依ルコト

荷役業 華北運輸会社ニ於テ訓練セル者ヲ根幹トシ、編成セシム

炭礦業 炭礦中内地ニ同一系統ノ炭礦ヲ經營スル炭礦会社ヲシテ内地ニ於ケル該炭鉱ニ就勞セシムルヲ条件トシ、把头ヲ中心ニ編成セシム

四. 契約期間

契約期間ハ滿1ヶ年トスルコト

五. (略)

六. 使用条件

(1) 使用者ハ現地ヨリ派遣スベキ日系指導員ヲ移入勞務者ノ直接責任

者トシテ連絡世話ニ当ラシムルコト

- (2) 移入労働者ノ編成竝ニ作業組織等ニ付テハ業者間ニ於テ夫々協議スベキモ、作業ニ関スル命令ハ日系指導員及華系最高責任者（把頭）ヲ通ジ之ヲ発スルコトトシ、華人労働者ニ対スル直接ノ命令ハ嚴ニ慎ムコト
- (3) 移入労働者ハ必ず集团的ニ就勞セシメ、日本人及特ニ朝鮮人労働者トハ作業箇所ヲ嚴ニ區別スルコト
- (4) 住宅ハ……朝鮮人住宅ト接続セザル如ク一廊ヲ画シ設置スルコト
- (5) (略)
- (6) 慰安所竝ニ娯樂施設ニ付適當ナル施策ヲ講ズルコト、尚慰安所ノ設置ニ関シテハ別途関係庁ニ於テ協議スベキ……
- (7)～(12) (略)

七. (略)

八. 移入労働者ノ管理事務ノ連絡ニ当ラシムル為、就勞地ニ華北勞工協會職員ヲ駐在セシムルコト

九. 移入労働者ニ対シテハ華北勞工協會ニ於テ華工証（……）ヲ発給シ、之ヲ以テ労働者ノ身分証明書ト為スコト⁽⁴⁰⁾

上の史料もまた、多くのことを明らかにしている。第1に、中国人の「第一次移入」は荷役業と炭礦業とする。荷役業における「移入」は華北運輸会社の既経験工とし、また炭礦業における「移入」は、同一資本系統の既経験鉦夫で把頭制度を中心に編成する。第2に、労働管理、生活管理の基本方針も明らかにされており、前者については日系・華系指導員を介した間接的管理と、作業上での日本人とくに朝鮮人との接触禁止、生活管理についても朝鮮人住居との接続禁止が指摘されている。これは日本の帝国主義的支配による被抑圧民族の連帯と、形式上「均質」な領域に「敵国

人」という異質なものが混入することを恐れたためであろう。第3に、労働慰安婦を置く慰安所の設置が決定されている。

以上のように、「第三措置ニ基ク華北勞務者内地移入実施要領」は、閣議決定をうけて、「第一次移入」の具体的な方針と、「移入」中国人の基本的な管理体制を明らかにしているのである。

「北支労働事情視察団」の派遣

11月27日の閣議決定をうけて、同年12月9日、石炭統制会と鉱山統制会は合同で「華人勞務者使用条件ニ関スル専門委員打合会」を開いた。参加者は次のとおりである。⁽⁴¹⁾

三井鉱山（1人）、三菱鉱業（1人）、住友鉱業（1人）、古河鉱業（1人）、北炭（1人）、磐城炭礦（1人）、貝島炭鉱（1人）、入山採炭（1人）、日鉄寶珠山（1人）、日本鉱業（2人）、藤田組（1人）、石原産業（1人）、石炭統制会労働部長、同労働課長、同主事、同その他、鉱山統制会労働課長、同主事、同係員

この会議で両統制会は、「華人勞務者使用条件ニ対スル希望申合」を確認し、そのなかで、賃金について最低日収2円の保証、使用条件について「出来得レバ請負制ノ把頭制ヲ採ルコト」などを申し合わせた。⁽⁴²⁾

推測の域を出ないが、この両統制会の会議で注目されるべきは、次にのべる「北支労働事情視察団」に参加するための意思統一ではなかったかと、推定されることである。

「北支労働事情視察団」は、企画院第三部（第二課長）の主催のもとに結成されたもので、「現地ニ於ケル労働事情ヲ詳細ニ視察検討シ、且ツ現地側ノ意見若ハ移入実施ニ伴フ詳細ナル手続等ヲ協議スル」⁽⁴³⁾ことが視察の目的であった。視察団には官民両分野にわたって実に多くの人びとが参加した。視察団員は以下のとおりである。⁽⁴⁴⁾

企画院書記官、厚生省理事官、大東亜省、内務省、商工省燃料局属、海

務院事務官，同囑託，社団法人土木工業協会主事，日本鋳業日立鋳山労働副課長，石原産業海運株式会社，日本製鉄株式会社総務局労働課，日本鋼管株式会社厚生部労働課，日本通運株式会社厚生部労働課次長，同厚生部長，石炭統制会労働部指導課長，同主事，北炭本店労働部長，住友鋳業(株)総務部人事課長，三井鋳山(株)田川鋳業所労働課長代理，岩城炭礦(株)常務取締役調査部長，日鉄鋳業株式会社総務部長，伏木港運(株)常務取締役，新潟港運(株)総務部長

以上，23名の官僚・企業労働関係者は，12月19日「北京大使館」に集結することを決め，各自随時北京に出発した。⁽⁴⁵⁾

19日「北京大使館」に集結した一行は，現地側（北京大使館労働課，華北労働協会，新民会，北支開発(株)，華北運輸(株)，そのほかの労働関係者）と中国人の「内地移入に関して意見交換をおこなった。その際，現地側が提示した意見は「一行阿然タルモノアリ」と表現されるほど，まことに厳しいものであった。

山東苦力ノ最近ノ質低下ニ伴フ現地ノ労働不足ニ加ヘ，食糧難ト物価騰貴ハ内地移入困難ナリ……企画院提案ニ係ル家族送金月三〇円，持帰金一五〇円ハ余リ少額ニ失スル……又慰安婦ハ絶対必要（千名ニ付二〇名）ニシテ，二〇名デ保証金ヲ四万円位ヲ要ス……⁽⁴⁶⁾

これが現地側の提示した意見であった。この点について視察団の一員であった前田一は，帰国後の視察報告書のなかで憤懣やるかたない苦汁に満ちた不満をこうのべている。

募集費，賃金，送金，等ノ点ニ付テ高スギルト云フ様ナコトヲ謂フモノナラ，頭カラ金ノコトヲ云フノハ利潤追求者ノ様ナ口吻デアシラハレル，

アル特務機干デハ“君達ハ苦力ガ要ルノカ要ラナイノカ、要ルノナラ金ナド幾ラ掛ッテモ連レテ行クガ良イデハナイカ”ト簡單ニ片付ケラレタ、現地官庁側デモ矢張り“売ラン哉”ノ態度が見エテ条件ヲ良クシヨウトスル、其ノ結果内地ニ於ケル大多数ノ内地人、鮮人トノ干係ガドウナルカ等モ考ヘズ、勞務管理上ニ予想サルル混乱ハ、オ構ヒナシノ風が見
(47)
エル

前田のこの不満は、軍事の論理と資本の論理の「対立」、華北と日本本土における賃金・物価の格差の存在などに規定されたものと言ってよいであろう。

それはともかく、「北京大使館」における会議での議論はまともならず、一行は視察後あらためて協議することを約し、20日以降の視察日程と視察班の編成を定めた。計画は、一行全員を港湾班と炭鉱班に大別し、さらに炭鉱班を井隆班、中興班、潘州班の3班に分け、計4班は天津、塘沽、開灤の各荷役・炭鉱の視察までは行動を共にし、それ以降は各行程にしたがって5~6名に別れて各班毎に視察するというものであった。そして視察は、12月30日をもって終了することとし、一行は31日に再び「北京大使館」に集合し、視察の結果と感想を報告して詳細な打合せをおこなう
(48)
こととなった。

視察の一例——石門俘虜収容所

各班別行動に移ったある一行5名は、石門（石家荘）に赴き、同地の軍司令部を訪問、参謀長、特務機関長と会見した。⁽⁴⁹⁾参謀長は、中国人強制連行について「大ニ賛意」を表し、また特務機関長は、「一、二日前ニ北支特務機関長会議（北京）ノ際、内地移入勞工ノ議アリ、現地ヨリ見テ反対シタルモ、国策トアレバ善処スヘキ旨決議シタ……俘虜ヲ使役スル方策宣シカラン」と、意見をのべた。さらに一行は石門俘虜収容所を視察し、所

長代理より「勞工トシテノ指導訓育」について説明を受け、軍の要求により毎月千余名の「勞工」を供出していること、昨年来「満州国」の各鉱山にも「勞工」を供出していることなどの報告を受けた。その際、ある参謀は、「俘虜ハ幾程ニテモ作戦行動ニ依り採り得ルモ、収容所設備ニヨリ左右セラルハヲ以テ、内地移入シ得ルトスレハ幾何ニテモ喜ンデ供出可能ナリ」とのべ、中国人強制連行についての積極的態度を示した。

ただし、この視察班が視察後、「本収容所ハ日本軍将兵二〇名ニテ監視シ、大体自治制ニヨリ警備、其他モ全部俘虜ヲシテ之ヲナサシメ、且農園ヲ経営シテ耕作ニ従事セシメ、自給自足ノ体制ヲ採リツハアリ、詢ニ其収容経営ニ就テハ感心スルモノアリ」と報告していることは、次章でのべるように、とんでもない間違いで、実際に实地見聞したのか、はなはだ疑わしいと言わなければならない。

視察後の会議

一行各班とも12月30日北京に集結し、翌31日、「北京大使館」において打合会を開き、各班の視察報告とこれにたいする意見を発表したあと、協議に移った。この協議でもまた、視察前の会議で議題となった「移入」中国人の家族への送金と持帰金が問題となり、さまざまな意見の交換がおこなわれたが、結局、結論を得るに至らなかった。

また、同一資本系統の炭礦から既経験鉱夫を「移入」という方針は、現地側炭礦が難色を示し、とくに三井系の中興炭礦は募集地域が限定されているため、「供出」後の補充が困難であるという理由から、反対の意見が示された旨が報告された。この点について前田一は、帰国後の「視察報告書」のなかで次のようにのべている。

既経験鉱夫ノ移入デアルガ、此為ニハ閣議決定ノ“同一資本系統”ヨリ日鉄ハ萊蕪又ハ孤山、三井ハ中興、当社ハ之ニ準ジテ中興ト言フコトニ

ナルガ、中興一八年度三〇万屯増産ヲ軍ヨリ強制セラレ勞務者募集中ニシテ、現有勞力ヲ他ニ出スコト不可能ナル実情ニアル……⁽⁵⁰⁾

以上のような状況から北京大使館における会議は結局、石門、済南の俘虜収容所における俘虜を「良民ニ還元シ勞工トシテ供出スル」ことに決し、その旨を軍指令官と協議することとした。「移入」人員は、荷役は、伏木港運輸会社へ 500 名、炭礦は、北炭夕張鉞へ 150 名、三井田川炭鉞へ 150 名、日鉄^{ふたせ}瀨炭鉞へ 200 名、計 1000 名とされた。この俘虜「移入」決定について、さきの前田一の報告書はこう書き記している。

難民級ノ苦力ハ御免デアル、中興トカ萊蕪アタリノ既經驗坑夫ハ^{もろ}賃ヘナイ、把頭ダケヲ中心トシテ地方民ヲ募集シテモ、經費干係が難点トナルト共ニ、勞工協会、新民会ニモ募集能力ガ疑ハレルト云フコトニナレバ、結局スル処ハ俘虜、帰順兵ノ訓練ヲ経タ者ヲ持テクルト云フコトニ帰着スル、俘虜、帰順兵ノ訓練所ハドウナッテイルカ、之ハ済南ニモ徐州ニモ方々ニ設置サレテイルケレドモ、最モ整備シテイルモノハ石門（元ノ石家莊）ノ訓練所デアル、此ノ俘虜、帰順兵ナラバ、スグニモ⁽⁵¹⁾賞ヘルト云フ実状デアル

以上のべた俘虜「移入」決定は、さきに記した軍事の論理と資本の論理、華北と日本本土間の賃金・物価の格差という、「対立」・矛盾を結果として解消するものであった。

視察調査団に参加した社団法人土木工業協会主事野木崇行は、その「視察報告書」の最後を次のような文章で結んでいる。

本旅行ニヨリ支那人俘虜ヲ良民ニ還元シ内地ニ移入スル点ニ関シテハ、

炭鉱方面ノ試験移入ノ結果ニヨラサレハ其良否ヲ判定シ得サルモ、内地
治安上ノ問題其他ニ付官庁間ノ議^{まとも}纏^{もつ}リタル上ハ進⁽⁵²⁾ンテ土木方面ニ之ヲ
及^{もつ}ホシ、以テ所期ノ成果ヲ挙げ得ルコト、確信スルモノナリ

「移入」・「供出」の準則

上述のような経過を経て、中国人強制連行の「試験的」試みの具体的構
想がまとまった。それにともない、中国人強制連行の準則も定められた。
立案者、年月日は不明であるが、「北支労働事情視察団」の派遣後、石炭
鉱業については、次のような準則が定められている。

史料 10

華人労働者内地試験移入（炭礦業関係）実施雑目

一. 移入方法

1. 供出方法

募集ハ華北勞工協會ノ斡旋ニ依リ之ヲ為ス

2. 編成

隊組織トシ隊ハ隊長、副隊長及班長ヲ置ク、班ノ員数ハ就勞地ノ実
情ニ応ジ別ニ之ヲ定ム

隊ニハ必要ニ応ジ左ノ者ヲ随伴セシム

(1) 炊事夫 百名ニ付三名位

(2) 書記 百名ニ付二名位

(3) 通訳 若干名……

3. 携帯品

イ. ロ. (略)

ハ. 作業用品

第1回目ハ事業主ニ於テ負担スルモノトシ、第2回ヨリハ各自実

費ヲ負担セシムルコトトス……

ニ. 炊事用品

隊毎ニ一括炊事ヲ為サシムル立前トシ、必要用品ハ現地ニ於テ整フルコトトシ、勞工協會ニテ斡旋セラレ度キコト

ホ. (略)

4. 集結地並引渡地

イ. 集結地ハ船舶輸送ノ場合ニハ天津、青島、連雲港ノ何レカトシ、陸送ノ場合ハ現地ノ指定スル⁷⁷個所トス

ロ. 引渡地ハ集結地トス……

二. 移入時期 三月下旬 (1943年一引用者注)

三. (略)

四. 供出ニ要スル費用

1. 2. (略)

3. 支払方法

供出ニ要スル費用ハ前払トシ、華北勞工協會ニ払込ミ、勞工協會ニ於テ清算ヲナスモノトス

五. 使用条件

1. 契約期間

契約期間ハ滿2ヶ年トス

2. 作業種類

原則トシテ坑内作業トシ、採炭又ハ掘進ニ従事セシム

3. 作業組織

作業ニ当リテハ、可及的ニ隊組織ヲ活用ス

4. 賃金支払方法

イ. 勞務者ノ賃金ハ訓練期間 (最初6ヶ月間) 中ハ就業一日ニ付一円ヲ定額支給シ、訓練期間經過後ハ出来高払トス、但シー円ヲ

保証スルモノトス

ロ. 隊長其ノ他幹部ノ賃金ハ左ノ標準ニ依ルコトトス

隊員ノ平均所得

隊長	2人分見当
副隊長	1.5人分見当
書記	1.2人分見当
班長	1.2人分見当

ハ. ニ. (略)

5. 6. (略)

7. 宿泊施設

一般内地労働者特ニ朝鮮人ト隔離収容スル施設, □□シ華人ノ習性ニ留意スルコト

8. (略)

9. 賄方法

必要物資ヲ隊ニ交付シ, 之ヲ調理セシム

10. 11. (略)

12. 慰安所

別途設置方法ヲ定ムルモノトス

六. 七. 八. 九. 十. (略)

十一. 就労個所及員数

三井田川 二〇〇人

日鉄二瀬 二〇〇人

(53)

既に決定された事項と多少重複するが、右の史料から、「移入」中国人を、把头制度を念頭に置いた部隊組織的に編成し、これを作業組織に利用すること、日本人・朝鮮人との隔離支配、華北劳工協会への「供出」費用

の支払、炊事夫の連行や賄方法にみられるように中国式食生活の導入（異化）、作業用品の実費負担（2回目から）にみられるように、明治・大正時代の日本人鉱夫と同様の措置がとられていること、そのほか、慰安所の設置、採炭・掘進を中心とする労働形態、賃金制度、中国人「移入」炭礦⁽⁵⁴⁾などが知られる。

左の史料にはさらに、「参考」として、労災の扶助規定をこと細かに定めた「華人労働者災害扶助規定」⁽⁵⁵⁾が添付されている。「移入」中国人が被災したばあい、それが中国政府によって反日帝宣伝に利用されることを事前に防止しようとしたためか、もし日本が敗戦となったばあい「移入」中国人を「苛酷に使役しなかった」ことを示す証拠として作成されたかの、いずれかであると考えてよいであろう。

以上は、石炭鉱業への中国人「移入」の準則である。荷役業については、1943年1月8日、華北運輸株式会社労務課が、就労箇所を伏木港に設定した「華人労働者第一次対日供出実施細目（案）」⁽⁵⁶⁾を作成している。それによれば、「募集方法」は「勞工協会ト連絡ノ上華北運輸ニ於テ実施ス、三月三〇日集結」とされている。また、「編成」は「日華人監督指導ノ下ニ華北現状ノ組織ヲ以テ編成ス」とされ、工頭一小工頭、先生、大師夫、二師夫を擁した把头制度的編成が指示されている。この「実施細目（案）」でもまた、「慰安所」の設置が明記されており、「慰安婦ノ募集法、経費並輸送方法」として、「協会（華北勞工協会一引用者注）ニテ研究中ナルモ、可成合法的ニ同行セシメルコトス」と^{なるべく}されている。既にのべたことと考えると、強制連行にともなう労働慰安婦の連行は政府、企業の既定の方針だったと言ってよいであろう。

なお、さきにもみた石炭鉱業への中国人「移入」の準則のばあいと同様に、「実施細目（案）」には「対日供出荷役労働者救済内規」⁽⁵⁷⁾が添付されている。

華北勞工協会との契約

上述したような「移入」・「供出」の準則が整ったことによって、指定された企業は華北勞工協会との契約にはいった。次に示すのは、そのうちの一例である。

史料 11

契約口書

日本内地ニ於ケル炭礦労働力増強ノ目的ヲ以テ、華北勞工協会（以下甲ト称ス）ト日鉄鉱業株式会社（以下乙ト称ス）トノ間ニ華人労働者ノ供出（移入）並使用ニ関シ、別冊実施細目ノ通契約ヲ締結ス

民国三二年六月十八日

昭和十八年六月十八日

甲 華北勞工協会理事長

乙 日鉄鉱業株式会社

二瀬鉱業所長

三井鉱山株式会社

田川鉱業所長

「華人労働者第1次対日供出（移入）実施細目」

一. 供出人員 隊長 1, 副隊長 1, 労働者 210, 計 212

二. 供出方法

1. 募集方法

華北勞工協会ニ於テ石門教習所工人中ヨリ適格者ヲ選拔ス

2. 編成

隊組織トス……

隊長 一

副隊長 一

班長 八 }
班員一九二 } 各班班長以下二四名八ヶ班

炊事夫長以下 六

書記 七

総人員 二一一名

3. 4. (略)

5. 引渡地並予定年月日

塘沽トシ、6月21日トス

三. 輸送方法

1. 輸送機関並経路

……乗船地ハ塘沽、上陸地ハ門司トス

2. 引率責任者

乙ハ引率責任者ヲ引渡期日前到着スル如ク華北ニ派遣シ、甲ニ連絡セルモノトス

3. (略)

四. 供出ニ関スル経費

1. 供出準備品

本経費ハ乙ノ負担トス

概ネ左表ヲ基準トスルモ、其ノ際ノ所要額ヲ以テ甲之ヲ精算ス

募集費 一〇,六〇〇円〇〇

身廻品、携帯食糧、炊事用品、娯楽用品、輸送費、雑費、予備費、

慰安婦費 人員九 一七,八二四円二〇

合計 七五,〇〇〇,〇〇

2. (略)

3. 支払方法

供出準備費ハ前払トシ、引渡期日ヨリ概ネ三週間前ニ到着スル如ク、

乙ニ於テ甲ニ送附スルモノトス

五. (略)

六. 指導員

隊長以下ノ指導ニアタラシムルタメ、日系指導員一、華系指導員(通訳ヲ兼ヌ)一、ヲ附スルモノトス

1. 身分関係

指導員ハ甲所属トシ、乙ノ囑託トス……

2. 経費

乙ハ甲ニ対シ管理費トシテ左ノ金額ヲ三ヶ月毎ニ予納スルモノトス

指導員一人ノ場合ハ月当三八三円

指導員二人ノ場合ハ月当七六六円

3. 往復旅費

乙ノ負担トシ一名ニ付二、〇〇〇円ヲ其ノ都度納入スルモノトス⁽⁵⁸⁾

七. 八. 九 (略)

上の契約書から注目される点はまず第1に、華北勞工協会と日鉄鉱業との契約にもかかわらず、三井鉱山田川鉱業所も契約当事者として加わっていることである。日鉄鉱業が政府系企業であるということから、契約主体の代表となったということであろうか。第2に注目される点は、「対日供出(移入)実施細目」の「供出ニ関スル経費」で、慰安婦を含めた221名(212名プラス9名)にたいし7万5000円の経費が企業側に請求されていることである。単純に計算して1人当たり339円である。慰安婦を除くと、1人当たり270円である。当時の重工業大経営正規労働者の月収は100円強であったから⁽⁵⁹⁾、上の「供出」経費がいかに高かったかがわかる。「移入」中国人は俘虜であったから、現にそれだけの経費がかかったのか疑問なしとしない。第3に、上の点と関連して慰安婦1人当たりの経費は1980円で、

表1 中国人「試験的移入」の事業場と「移入」数

事業場名	事業場到着年月日	連行人員
日鉄二瀬鋳業所高雄第2坑	昭和18年7月11日	133人
同上	同年11月27日	79人
三井鉾山田川鋳業所第2坑	同年7月11日	134人
三井鉾山山野鋳業所	同年11月17日	211人
東日本造船函館工場	同年8月3日	243人
同上	同年10月10日	188人
神戸船舶荷役会社	同年9月9日	210人
伏木海陸運送会社	同年4月16日	222人
合計		1420人

資料・中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行の記録—』新日本出版社、1964年、41ページ。

慰安婦費だけで「供出」経費全体の24%を占めている。慰安婦に仕立てあげられた女性も俘虜と推定されるから、あるいは仮に俘虜でないとしても、左の慰安婦費は驚くべき金額であると言わなければならない。第4に、「指導員」にかかわる経費も、これまた著しく高い。1人当りの月手当383円がどのような根拠にもとづくのかは定かではないが、これは重工業大経営正規労働者の賃金のほぼ3.8倍に相当する。「指導員」1人当りの往復旅費（華北一就労地間の旅費）2000円に至っては、言葉を失なう。

中国人強制連行は、華北労工協会がこの体制に吸着し、膨大な利益を吸いあげるという構造を有していたことに注目しなければならない。

「試験的移入」の実態

「試験的移入」としての中国人強制連行は、1943年4月から11月までの間に〔表1〕のごとく実行された。日鉄二瀬、三井田川の両鋳業所へは、既にのべたように212名が「移入」されることとなっていたが、「供給地」石門から引渡地太沽までの「護送」中、多数の中国人が逃亡したため、「7月7日門司上陸後、各133名ヲ折半移入」することとなった⁽⁶⁰⁾。したがって、

表1の日鉄二瀬高雄第2坑、三井田川第2坑のそれぞれ133人、134人は理解しがたい数字で、実際はそれぞれの半数が「移入」されたものと推定される。表1の1420人から133人ないし134人を差し引いた人数1286人ないし1287人が、実際に強制連行された中国人の数であろう。

これまでは、おもに石炭鉱業と荷役業への中国人「移入」について考察を深めてきたが、既述の「華人労働者移入ニ関スル件」(1942年11月27日閣議決定)に記されているように、工場雑役への中国人「移入」も重視されており、表1に見られる東日本造船函館工場への2回にわたる中国人「移入」は、それを示すものと言ってよいであろう。⁽⁶¹⁾

以上要約すれば、中国人の「試験的移入」数は、石炭鉱業423名(総数の33%)、荷役業432名(同34%)、工場雑役431名(同34%)であり、3業種に均分するかたちとなった。この均分性のなかに「試験的移入」の計画性を読みとることができるであろう。

既述の「第三措置ニ基ク華北労働者内地移入実施要領」によれば、「契約期間」は1年であったが、実際に帰国できたのは港湾荷役2事業場の400名だけで、ほかの800余名は日本の敗戦まで拘束された。⁽⁶²⁾ 「試験的移入」とはいえ、中国人強制連行の本質をここにかいま見ることができる。この点は、1943年3月2日内務省警保局長より警視総監、各府県長官宛に、「華人労働者ノ内地試験移入並其ノ取扱ニ関スル件」が発出されて⁽⁶³⁾ いることからもうかがい知ることができよう。

5 中国人強制連行政策の本格的成立

石炭鉱業資本の要求

既に指摘したように、「華人労働者内地移入ニ関スル件」(1942年11月27日閣議決定)では、中国人を「移入」する事業場は、関係官庁協議の

うえ選定するということであった。そして前掲表1のと通りの事業場が選定された。政府のそうした方針にもかかわらず、ともかく中国人強制連行政策が決定されたということで、石炭鉱業資本を中心に、中国人「移入」を求める動きが活発化した。

事実、石炭統制会東部支部（常盤炭鉱地帯）は、1943年9月22日、石炭統制会労務部宛に「華人労務者移入希望数ニ関スル件」を發出し、磐城炭礦300名、入山採炭100名の「移入希望数」を提示した。⁽⁶⁴⁾ また、同年10月21日、大日本炭礦は石炭統制会東部支部宛に「炭礦労務者トシテ苦力移入方御斡旋御願ノ件」を發出し、そのなかで「労務者払底ノ折柄、其ノ給源ヲ之ニ求ムル外目下ノ所途無之ト存候」と書き記している。⁽⁶⁵⁾ 同年10月30日、石炭統制会東部支部はこれを受けて、石炭統制会労務部宛に「華人労務者移入希望ニ関スル件」を發出し、大日本炭礦の「移入」希望数を伝えている。⁽⁶⁶⁾

以上は、石炭統制会東部支部の動向であるが、おそらくほかの支部からも同じような要求が提出されたものと思われる。事実、石炭統制会労務部は44年2月17日、各支部長宛に「華人労務者移入ニ関スル件」を發出し、次のように報告している。

史料12

華人労務者移入ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ之ガ促進方ニ関シ關係各官庁間ニ於テ打合中ナルモ、為替相場ノ關係上之ガ経費相当割高トナルヲ以テ、^其一部ニ対シ國家補償ヲナスベキヤ否ヤニ付協議中ノ処、移入時期ノ關係上^{とりあえず}不取敢4月—6月分トシテ補償ノ有無ニ換ラズ移入希望ノ数申出方厚生省ヨリ申越アリタリ、付テハ貴支部ヲ通ジ希望数ヲ取纏ムル余裕ナキヲ以テ^{さき}曩ニ希望申出アリタル炭礦中ヨリ補償ナクトモ移入希望ノ向ヲ照会シ、別紙（略—

引用者注)ノ通、厚生省ニ報告シ置キタリ、右ニ基キ近日割当決定セラ
ルルコトト思料セラルルヲ以テ、其節ハ速報可致ニ付申請手續スル様御
配相成度シ⁽⁶⁷⁾

上の史料は、中国人強制連行の促進について関係諸官庁で協議中である
こと。「移入」希望数の申出を厚生省が勧奨していること、近日中に「移
入」数の割当てが決定される模様であることを、明らかにしている。

こうして、中国人強制連行政策は本格的に成立することとなるのである。
「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」

石炭鉱業資本の要求—史料的には判明しないが、中国人強制連行に関し
てそのほかの産業資本の要求もあったと思われるが—に促進され、また先
の「試験移入ノ結果ハ概ネ良好ナル成績ヲ収メタル⁽⁶⁸⁾」という判断から、
1944年2月28日、中国人強制連行を本格的に進める「華人労務者内地移
入ノ促進ニ関スル件」が次官会議で決定された。この「促進ニ関スル件」
とおなじ文章が案文として43年10月30日付で作成されていることから、
ほぼこの頃に中国人強制連行の本格的推進が政府部内で検討されていたも
のと推察される。

「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」は、以下のとおりである。

史料 13

昭和17年11月27日閣議決定ニ係ル「華人労務者内地移入ニ関スル件」
ニ依リ実施シツツアル試験移入ノ成績ハ概ネ良好ナルヲ以テ、本件第三
措置ニ基キ左記要領ニ依リ之ガ本格的移入ヲ促進セントス

第一、通則

1. 本件ニ依リ内地ニ移入スル華人労務者（以下単ニ華人労務者ト称
ス）ノ供出ハ、現地大使館又ハ国民政府ノ斡旋ノ下ニ華北勞工協会

其ノ他適當ナルモノヲシテ之ニ當ラシムルコト

2. 華人勞務者ハ元俘虜又ハ元婦順兵ノ外一般募集ニ依ル組織的募集又ハ特殊募集勞務者トスルコト
前項ノ勞務者ハ可成年齡 30 歳以下ノ独身男子ニシテ……
3. 華人勞務者ハ移入ニ先立チ一定期間現地ノ適當ナル機關ニ於テ必要ナル訓練ヲ為スコトトシ、之ガ為國ニ於テ訓練施設ノ設置ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコト
4. 華人勞務者ハ之ヲ國民動員計畫産業中鉅業、荷役業、国防土木建築業及重要工業其ノ他必^マ必ト認ムルモノニ従事セシムルコト
5. 華人勞務者ノ契約期間ハ原則トシテ二年（……）トシ……
6. 華人勞務者ハ毎年度國民動員計畫ニ計上シ、計画的移入ヲ計ルモノトス

第二. 使用条件

1. 華人勞務者ノ使用ヲ認ムル工場事業場ハ華人勞務者ノ相当数ヲ集團的ニ就勞セシムルコトヲ条件トシ、各關係省協議ノ上厚生省ヲ選定スルコト……
2. 華人勞務者ノ管理ニ付テハ左ノ諸点ヲ留意ノ上、華人ノ慣習ニ急激ナル變化ヲ来サザル如クスルコト
 1. 華人勞務者ノ作業場所ハ朝鮮人勞務者又俘虜（欧米の俘虜一引用者注）トハ嚴ニ之ヲ區別スルコト
 2. 作業地到着後充分ナル休養ヲ与ヘタル上就勞セシムルコト
 3. 住宅ハ……朝鮮人勞務者住宅ト近接セザル如ク一廊ヲ画シ設置スルコト
 4. 食事ハ可^{なるべ}成年齡米食トセズ、華人勞務者ノ通常食ヲ給スルモノトシ、之ガ食糧ノ手当ニ付テハ農商務省ニ於テ特別ノ措置ヲ講ズルコト

5. 慰安所竝ニ娯楽施設ニ付適當ナル施設ヲ講ズルコト

3. 4. (略)

5. 四大節ノ外旧正月竝ニ端午節、仲秋節各一日ハ必ズ公休日ノ取扱
ヲ為スコト

第三. (略)

第四. 其ノ他

1. 華人勞務者ノ使用ヲ認メラレタル事業主ハ防諜並逃走防止ニ留意
スルコト

2. 華人勞務者ノ使用ヲ認メラレタル事業場ノ職員ヲ指導員トシテ現
地ニ於テ養成スル為適當ナル措置ヲ講ズルコト

(70)

3. 4. (略)

上の史料と、先に掲げた「華人勞務者内地移入ニ関スル件」(史料8)、
「華人勞務者内地移入ニ関スル件第三措置ニ基ク華北勞務者内地移入実施
要領」(史料9)とを比較すると、両者の異同が明瞭に読みとれる。

まず両者に共通する点は、中国人「移入」の対象業種が、いずれも鉱業、
荷役業、国防土木事業、その他となっていることである。いまひとつ共通
する点は、中国人の慣習を尊重するという名目で「移入」中国人を「異
化」の対象とし、作業箇所・住居の隔離、中国食の給与、労働慰安婦を置
く慰安所の設置、中国における休日を公休日とすること(これは史料13
で初出)などの措置がとられていることである。

しかし、両者で異なっている点も少なからずある。第一に、史料8で緊
急のばあいには考慮された俘虜、帰順兵が、史料13ではまっ先に連行の対
象とされ、「組織的募集」、「特殊募集」など新しい募集形態が考慮されて
いる。第二に、「移入」・「供出」にあたる組織が華北労工協会中心である
ことに変わりはないが、史料6で「新民会其ノ他現地機関トノ連繫ノ下

ニ」とあったのが、史料13では「現地大使館又ハ国民政府斡旋ノ下ニ」と変化している。中国にたいする侵略戦争の展開による「現地大使館」の権限拡大と、国民政府に対する影響力の増大がその背景にあるとみて大過ないであろう。第三に、「移入」中国人の年齢基準が「40歳以下」から「30歳以下」に変化している。第四に、「移入」中国人を訓練する施設の設置について政府が責任を負うことを、史料13は明記している。第五に、「移入」中国人を使用する事業場の選定は、史料8では「関係庁協議ノ上之ヲ選定スルコト」とされていたのが、史料13では「各関係省協議ノ上厚生省之ヲ選定スルコト」とされており、「移入」中国人使用の主務官庁としての厚生省の役割が明確にされている。第六に、中国人が大量に「移入」されてくることから、史料13では「防諜」、逃亡防止が強調されている。第七に、第6章との関連で指摘しておかなければならないことであるが、史料13では、「移入」中国人のための食糧確保は農商務省がおこなうことが明示されている。

最後に、史料8の「試験的移入」とは異なり、史料13では「本格的移入」による中国人数を毎年度国民動員計画に計上することを定めている。

事実、44年8月16日閣議決定された「昭和19年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」では、「朝鮮人労務者ノ内地移入ヲ飛躍的ニ増加スルト共ニ、華人労務者ノ本格的移入ヲ行フ」とされ、中国人3万人が計上されている。⁽⁷¹⁾

44年4月4日、厚生次官、内務次官は連名で、各府県長官宛に、「華人労務者内地移入ニ関スル方針」(次官会議決定)と「華人労務者内地移入要領」⁽⁷²⁾(同)を添付した「華人労務者内地移入ニ関スル依命通牒」⁽⁷³⁾を發出し、中国人「本格的移入」の方針を伝えた。右のふたつの添付史料を紹介するのは煩雑になるので差し控えたいが、次にのべる各府県長官宛の厚生省勤労局長の文書でその大要が分かるので、それに譲ることにしたい。

「本格的移入」の準則

1944年4月4日、厚生省勤労局長は各府県長官宛に「華人労働者内地移入ニ関スル件」を⁽⁷⁴⁾発出し、「本格的移入」の準則を示した。

それによれば、まず「申請」について次のようなことが記されている。

一. ……厚生省ノ事業主別移入雇員数ノ割当予定通報ニ基キ、雇用主ノ信用状態、経営状況、労務管理状況等十分審査シ、且将来国際問題等惹起スル虞ノナキコトヲ確メタル後、斡旋申請書ヲ提出セシムルコト、審査ノ結果移入ヲ適当トセザルモノ、又ハ其ノ必要ナキモノニ付テハ、直ニ其ノ旨事由ヲ具シ厚生省ニ報告スルコト、

三. 申請書ハ就業地ヲ管轄スル国民勤労働員署ヲ經由シテ庁府県ニ提出セシムルコト、庁府県ハ右申請書ニ意見ヲ附シ正副二通ヲ厚生省ニ進達スルコト

ここには、「移入」の手続が示されている。すなわち、厚生省が事業場別「移入」割当て数の案を作成し、それを府県長官宛に提示する。府県長官は事業場の信用、経営、労務管理の状態を調査し、問題がなければ当該事業場に「移入」斡旋申請書を書かせる。その申請書は、国民勤労働員署を経て庁府県から厚生省へと提出される。この過程で重要なことは、府県長官による事業場調査の際、「将来国際問題等惹起スル虞ノナキコトヲ確メ」ることが要請されていることである。日本が敗戦となったばあい、連合国側の「敵国人」を強制連行したことで問題となるような事業場であるのか、ないのか、この点について厚生省が相当慎重になっていることが分かる。

次に、「移入」については以下のようなことがのべられている。

二. 移入労務者ノ供出竝ニ斡旋ハ大使館、現地軍竝ニ国民政府（北ヨリノ場合ハ華北政務委員会）指導ノ下ニ現地労務統制機関（華北労工協会）之ニ当ルモノナルヲ以テ、雇傭主ヲシテ速ニ現地ニ於テ右機関ト引継輸送等ニ関スル細目ニ付打合シムルコト（以下余白）

三. 移入労務者ノ供出費竝ニ安家費（残留家族に対する応急生活費一引用者注）ハ雇傭主ニ於テ之ヲ負担シ、右経費ヲ一週間前ニ現地斡旋機関ニ到着スル様送付セシムルコトヲ要スルコト

供出費竝ニ安家費一人当リ概ネ左ノ通ナルコト

供出費 五〇〇円内外

（募集費、途中食料、身廻品、炊事用品、輸送費、医薬等）

安家費 五五円内外

上の史料から分かることは、44年2月28日の次官会議決定とは異なり、あるいはさらに詳細な規定を定めたためであろうか、まず第一に、中国人強制連行に関与する組織として現地軍と華北政務委員会が付け加えられている。第二に、残留家族にたいする応急生活費として55円内外を計上していることは、年齢30歳以下の独身男子を連行対象者とした次官会議決定と矛盾する。実際には次官会議決定どおりにはいかず、妻帯者、有家族者をも連行の対象としなければならないという現実的な判断があったためであろう。そのほか、「供出費」500円内外は、既にのべたように、重工業大経営正規労働者の賃金5ヵ月分に相当し、あまりにも法外な額といえよう。

厚生省勤労局長が発出した「華人労務者内地移入ニ関スル件」はさらに、「到着後ノ措置」として次のようにのべている。

二. 5. 移入労務者ノ使用ニ当リテハ、供出時ノ編成デ其ノ儘利用シ、

且作業ニ関スル命令ハ日系指導員及華系責任者（隊長又ハ把頭）ヲ通ジ之ヲ発スコトトシ、華人労務者ニ対スル直接命令ハ嚴ニ之ヲ避クルコト

4. 移入未経験労働者ニ対シ内地生活ニ順応スルニ必要ナル基礎訓練及作業ノ基礎教育ノ為、必ず一定期間（概ネ六月）雇傭主ヲシテ訓練ヲ実施セシムルコト

「日系指導員」とは華北勞工協會が派遣する指導員のことをさしているが（華北勞工協會は日系指導員と華系指導員の二人を日本の就労地に派遣することとなっている）、上の文章二の5は「供出」時の編成（部隊組織的編成）をそのまま労働の際の編成にも利用し、「自治制」的労務管理を採用することを示している。また上の文章4は、「移入」中国人に対してかなり長期（約6ヵ月間）にわたる「就労予備訓練」をおこなうよう、事業場に命じている。

「移入」組織の拡充

1944年5月8日、厚生省勤労局長は「華人労務者内地移入割当ニ関スル件」を發出し、「決戦増産ニ対応スル労務ノ需給ハ内地労務給源ノ逼迫ニ反比例シテ愈々増大ノ一途ニアルノ現況ニ鑑ミ、従前ノ華北勞工協會斡旋ニヨル移入ノ特例トシテ別途左記ニ依リ移入ヲ実施スル事ト相成……」とのべ、「移入」組織として新たに「日華労務協會」（第2章を参照）を指定している。⁽⁷⁵⁾「左記」には次のように記されている。

一、今次割当ニ依ル移入労務者ノ現地ニ於ケル供出並ニ斡旋ハ大使館、現地軍並ニ国民政府（北支ノ場合ハ華北政務委員会）指導ノ下ニ、社団法人日華労務協會之ニ当ルモノナルコト

二、日華労務協會ハ^{きき}冀ニ四年四月<sup>厚生省発動103号
法務省発警6号</sup>通牒記ノ第二ノ二ニ依ル現地供出斡旋機関トシテノ華北勞工協會ト同様大東亜省ノ指導監督ノ下

ニ之ガ移入勞務者ニ付キ質量共ニ遺憾ナキヲ期スルモノナルコト

三. 以下（略）

これをうけて、同年6月16日石炭統制会理事長は各地支部長宛に「日華勞務協會扱華人勞務者移入ニ関スル件」を發出し、「華北勞工協會以外ニ日華勞務協會ヲシテ華人勞務者ノ移入ヲ斡旋セシムルコトト相成リ」と報告している。⁽⁷⁶⁾

軍部の方針

中国人の「本格的移入」にともない、軍部（鷺第3905部隊參謀部）は、44年3月15日「華人勞工使用上ノ参考」という文章を作成し、⁽⁷⁷⁾関係者に配布している。

この文書はまず、「移入」した中国人についてこうのべている。

華北ヨリ供出シタ勞務者ハ大体前身（ハ）俘虜テアル、而モ大部分カ中国共産党ノ傘下ニアツタモノカ多イ、故ニ俘虜ト言ッテモ軍人ノミテナク、相当ノ民衆ヲ包含シテキル……（中国共産党ハ一引用者注）本質的ニハ農村ニ於ケル貧農層ヲ結集シテ階級闘争ノ潛勢力ノ培養ニ努メテ居ル……

ここでは「移入」中国人がほとんど俘虜であること、そしてその実体は中国共産党傘下の軍人と民衆＝農民＝貧農であることがのべられている。

「移入」中国人の職業的構成の分析は第4章に譲るが、ここでは軍部が「移入」中国人を先のように規定していることをまず確認しておきたい。

そのうえで、軍部のこの文書は「移入」中国人にたいして宥和的施策でもって対処することを提言している。

……如何ニ言葉ハ通シナクトモ、真心ハ必ス相手ニ通スルモノテアル
 ……若シ日本人カ軽率ナル言動ニ出テ或ハ一時ノ感情ニ激シテ無意義ナル暴力ヲ加フレバ敵ノ宣伝ヲ裏書キスル結果トナリ興奮シ自暴自棄ニ陥ルコトアルヤモ保シ難イ、コウナルト爾後ノ対日民族感情ヲ悪化セシメ、大東亜共栄圏ノ建設指導等思ヒモヨラナイト思ハレル、中国人ハ概シテ生活ヲ楽シムルモノテアル故ニ、努メテ宿舍、給養ヲ与ヘ安易ナル生活ヲナサシムル時ハ相当能率ハ助長セラレ、又常ニ彼等ニ同情ヲ寄せ其ノ健康ヲ気遣ヒ或ハ家族ノ安否、実情等ヲ案シテアル時ハ相当頑強ナル民族的反抗心ヲ有スル者ト雖モ、必スヤ知ラス知ラスノ内ニ我ニ心服スルモノテアル

右の史料は、「移入」中国人に対して強圧的態度でのぞめば、暴動（「興奮シ自暴自棄ニ陥ル」）などを引きおこし、「大東亜共栄圏」建設に「悪い」影響を及ぼすこと、逆に「移入中国人」に対して宥和の方針でのぞめば、作業能率は向上し、「頑強ナル民族的反抗心」をも消失させることができることを、明らかにしている。軍部は「移入」中国人の「暴動」を恐れ宥和の方針でのぞむことが、かれらの民族的な心情を互解させうると判断していた。

北京大使館の方針

一方、北京大使館事務所は、1944年8月「華人労務管理要領」という長文の文書を発表している⁽⁷⁸⁾。上述した軍部の方針との関連でとくに重要と思われる点を摘出すると、同文書はまず、「華工活用ノ重要性ニ就テ」として、次のようにのべている。

此ノ聖戦ガ帝国ノ自存自衛ト大東亜民族ノ解放ヲ目的トスルモノデアル以上、日本人ハ勿論大東亜民族ハ凡テ戦ヒ抜ク責任ガアルモノデアル、

就^{なかんづく}中1億ノ人口ヲ有スル華北ノ民族ガ同生共死ノ實際ヲ労働参戦ノ部
面ニ於テ実践スベキコトハ又当然ト言ハナケレバナラヌ、斯ル意味ニ於
テ今回渡日シタ華工ハ其ノ実質ニ於テ日本人ノ要請ニ応フルタメニ出動
シタ中国労働戦士デアル

ここでは、日本が侵略した諸民族を「大東亜民族」と規定し、「大東亜民族」はすべて「敵」と戦う責任があること、したがって「移入」中国人は強制連行された中国人ではなく、日本の要請に応じて「自発的」に出動した「中国労働戦士」であることが記されている。日本にとってまことに好都合な帝国主義的解釈と言わなければならない。

それにもかかわらず、北京大使館のこの文書は、前記の軍部の方針と対比してやや趣を異にする方針を書き記している。

華工の指導に当っては、日本人的の「おほらかさ」と親切心とで善導することが肝要だが、其の愛は父兄の愛であって、猫可愛がり式の愛情で可愛がることは、却って彼等を増長させる原因となる。と言って余り叱り過ぎると、萎縮したり、作業の面で油を売ったり、或ひは小さな反抗を試みたりするものである。従って彼等の面倒を見てやる所は充分見てやり、叱るべきところは一步も許さぬといった具合にして、甘く見られたり、或は唯恐れられたりする事のない様注意せねばならぬ。

(中略)

表面上よりも内面的に取締ること……警察官が直接に華工に接することは禁物であると共に、取締は干渉に過ぎると却て悪い結果を招くことゝもなるので、此の辺の度合は緩急よろしきを得る様に考慮する必要があると思ふ、最も理想的なる方様は表面では取締が緩い様に見え、内面的には最も嚴重にすることである。

上の引用文は、北京大使館が「移入」中国人にたいして宥和主義と嚴罰主義を巧妙に使い分ける方針を有していたことを示している。この点に軍部の方針との基本的な違いがあった。「移入」中国人に対するこうした政策的不統一が、第5章でみるように、事業場別の対中国人労務管理政策の相違を生み出すこととなるのである。

「移入」中国人の賃金 (I)

1944年2月28日の閣議決定は、「移入」中国人の賃金は「別ニ定ムル所ニ依ル⁽⁷⁹⁾」としていたが、それが正式に定められたのは同年12月14日のことであった。すなわち同日、厚生省勤労局長と軍需省総動員局長は連名で府県庁官、軍需監理部長、地方鉱山局長宛に「華人労務者賃金基準ニ関スル件通牒」を發出し、「華人労務者賃金基準」を定めた。長文にわたるため、「一般作業」のばあいの賃金基準を紹介することにしよう。

史料 14

「華人労務者賃金基準」

第一。一般作業ノ場合……荷役作業ヲ除ク一切ノ作業（石炭山，金属山，造船，土木建築業等）

一。二。（略）

三。華人労務者ニ対スル賃金算定方法ハ華人労務者ノ慣習及特性ヲ考慮シ団体出来高払制ニ依ルコトヲ原則トスルコト，但シ未経験労務者ニ対シテハ訓練期間中ニシテ作業ニ就カザル場合ニ限り一律ニ日給二円及食事（……）ヲ給与スルコト……

四。出来高賃金制

出来高払制ニ依ル場合ノ単価ハ内地人労務者ニ対スル単価……ニ依リ，団体出来高払制ニ於ケル個人分配方法ハ^本歩^{建て}建制ニ依ルコトヲ得ルコト

五。隊長其他幹部労務者ノ賃金ハ左ニ依ルコト

(イ) 一般華人勞務者が定額制ニ依リ従事スル場合

一般勞務者ノ平均定額給ニ左ノ割合ヲ乗ジタル額ヲ標準トスルコト、
但シ隊長、副隊長、炊事長ニ対シテハ月給制トスルコト

隊長ニ〇割、書記、班長十四割、副隊長、炊事長十六割

(ロ) 一般勞務者が出来高払制ニ依リ就業スル場合、一般勞務者ノ平均出来高賃金ニ夫々前号ノ率ヲ乗ジタル額ヲ幹部勞務者ノ出来高賃金トスルコト……

(ハ) (略)

六. 手当

(イ). (ロ). (略)

(ハ) 祭日手当(旧正月ノ三日間、端午節並ニ仲秋節当日)ハ左記基準ニ依リ必ス支給スルコト

旧正月元旦三円、旧正月二日二円、旧正月三日一円、端午節一円、
仲秋節一円

尚、上記ノ祭日ニハ、内地人勞務者ニ一年ヲ通ジテ支給サルル賞与程度ノ額ヲ旧正月、端午節、仲秋節ニ分割シ賞与トシテ支給スルコト

(ニ). (ハ). (略)

七. 八. (略)

九. 賃金ノ支払

賃金ハ一定額(一般勞務者ニ付テハ一〇円程度トシ、幹部勞務者ニ就テハ適宜定ムルコト)ヲ所定ノ賃金支払日ニ本人ニ支払ヒ、残額……
之ヲ各人名儀ノ郵便貯金トスルコト⁽⁸⁰⁾

上の賃金規程は以下のことを明らかにしている。(1)「移入」中国人の賃金形態は基本的に団体出来高払制であり、就労予備訓練期間中は一律日給2円とすること。(2)幹部勞務者の歩増し、(2)中国の祭日にあわせた

手当の支給，日本人の賞与に相当する額の分割支給，(3) 賃金の一定額（一般労務者はひと月 10 円程度）を所定の賃金支払日に本人に支払うこと，これらの賃金規程が現にどこまで実行されたかは第 5 章で詳述するが，ここでは右の諸規定が政府決定であることを，あらためて確認しておきたい。

「移入」中国人の賃金 (2)

上述の政府決定からほぼ 2 ヶ月後の 1945 年 2 月 24 日，厚生省勤労局長と軍需省総動員局長は連名で，おなじく庁府県長官，軍需監理部長，地方鉱山局長宛に「華人労務者給与規定要綱及実施要領ニ関スル件」を發出し，このべている。

華人労務者賃金基準ニ関シテハ客年 12 月 14 日附勤発 2573 号通牒ヲ以テ本邦ニ於ケル賃金基準ニ付措置致置キタル^{ところ}処，2 月 5 日別紙ノ通華人労務者給与規定要綱及実施要領ニ関シ次官会議ニ報告相成候ニ付，之ガ⁽⁸¹⁾実施ニ当リテハ指導ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度

これは，前記政府決定賃金規程の変更を示唆している。どのように変化したのか，「給与規定要綱」により見ることにしよう。

史料 15

「昭和十九年度華人労務者給与規定要綱」

昭和二〇年二月五日

次官会議報告

1. 一般華人労務者ニ支給スベキ給与ハ郷里送金及持参金ヲ考慮シ，食事ノ外 1 日付五円トスルコト……
2. 事業主ガ負担スベキ華人労務者ノ賃金ハ，其ノ能力ニ応ジ，本邦ニ於ケル賃金統制ノ基準ニ依リ支給スルコトトシ，概ネ別紙華人労務者

賃金基準（前出—引用者注）ニ依リ作成シタル賃金規則ニ依リ支給スルコト

3. 前号ニ依リ事業主ノ負担スベキ賃金ガ第1号ニ依リ華人労働者ニ支給スベキ給与額ニ満タザルトキハ、其ノ不足額ハ国庫ニ於テ負担スルコト

前項ノ国庫補助額ハ事業主之ヲ立替払ヲ為スコト

附則 本綱ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ実施スルコト⁽⁸²⁾

上の史料は以下の諸点をものがたっている。第一に、「移入」中国人の賃金を、出来高制や定額制に関係なく一律に日給5円としている。これは、第5章でふれるように日本人、朝鮮人の労働者と比べると著しく高い。第二に、前出の「華人労働者賃金基準」にしたがって算出された賃金と日給5円との差額が生じたばあい、その差額＝不足額は国庫で負担する。しかし、その差額は当面事業主の立替え払いとする。「移入」中国人が解放されないかぎり、すなわち日本が敗戦とならないかぎり、国庫による差額の補填は絵に画いた餅と言ってよいであろう。否、政府は日本の敗戦を予想していたからこそ、立替え払い規定を挿入したものと推察される。第三に、日給5円への引き上げ、差額の国庫負担は、44年4月1日にまでさかのぼって実施する。44年4月は中国人の「本格的移入」が開始された月である。

以上の諸点は何をものがたっているのであるか。前記の発出文が45年2月24日付で日本の敗戦がおし迫っているときであることを考慮すると、日本の敗戦によって「移入」中国人の調査がなされたとき、日本が「移入」中国人を賃金面でけっして冷遇してこなかったことを証明する敗戦時対策のひとつではなかったかと推測するのが妥当であろう。

「本格的移入」の背景と実態

以上、中国人「本格的移入」の制度的枠組、関係者の意図、賃金制度などについて考察してきたが、最後に中国人「本格的移入」の実際の背景と実態を検討することにしたい。

第4章で検討するように、「移入」中国人が導入された産業は、ほとんどが土木建築業、石炭鉱業、金属鉱業、港湾荷役業であったから、それぞれから一つの事業場をとりあげ、中国人を移入するに至った事情を紹介することにしたい。

史料 16—土木建築業

戦時中労務資源ハ極度ニ枯渇シ、之ガ給源ヲ最初朝鮮ニ求メツ、アリシモ、其ノ後朝鮮ニ於ケル日本内地移入スベキ労務者ハ頂点ニ達シ移入困難ナル状態ニ立至リタル為メ、土建業者ハ国家ノ要請スル工事ノ遂行上一大暗礁ニ乗リ上グルニ至レリ、^{よつて}依而之ガ打開策トシテ政府ニ於テハ華労ヲ移入スルコトニ決シ、弊社ニ於テハ此ノ移入計画並ニ指示ニ基キ移入スルコトトセリ（株式会社地埼組落部出張所⁽⁸³⁾）

史料 17—石炭鉱業

戦争中内地ニ於ケル労務需給ハ極度ニ逼迫シ、更ニ安定セル労務者ノ唯一ノ給源タル半島労務事情モ愈々窮迫シ来レルニ反シ、戦争ノ進展ニ伴ヒ石炭需要ハ益々増大シ、戦争目的達成上割当出炭確保ハ愈々緊要トナリ、国家的性格ヲ濃化セル石炭事業ノ運営ハ政府ノ指令ニ終始セリ、^{しか}而シテ政府ハ労務窮状ノ打開ノ途ヲ北支華人労務者ノ移入ニ求メントシ、之カ準備方ヲ指令シ来レル（三井田川鉱業所⁽⁸⁴⁾）

史料 18—金属鉱業

昭和19年度一二〇万匁ノ鉄鉱石出鉱ヲ政府ヨリ要請セラレ、之ガ完遂

ニハ一ニ要員ノ充足如何ニ在リ……応召入営者相次且朝鮮人勞務者ノ移入モ愈々困難トナリ、此儘ニテハ到底政府要請ノ出鉱確保ハ難事ナルニ付、政府ニ対シ事情具申要員確保方懇請中ノ処、昭和十九年初頭華勞務移入ノ懇懇アリ、協議ノ結果移入ノ事ニ決シ……（日鉄鉱業釜石鉱業所⁽⁸⁵⁾）

史料 19—港灣荷役業

決戦輸送ノ愈々強化サル、ニ伴ヒ……之レガ料セラレタル責任噸数遂行ニハ少クモ一、〇〇〇名ノ勞務員確保ヲ要シタル状況ナルガ、中堅勞務者ノ応召、強行荷役ニ依ル疲労ノ為メノ欠勤等ノ為メ、極メテ勞力不足ヲ来シ……現状ニ於テハ到底作業遂行期シ難ク日本港運業会ニ対シ華勞雇備方申請セリ（敦賀港海陸運送株式会社・敦賀華工管理事務所⁽⁸⁶⁾）

以上の史料 16, 17, 18, 19 からまず第一に確認されることは、「国家ノ要請スル工事ノ遂行上」、「割当出炭確保」、「一二〇万觔ノ鉄鉱石出鉱ヲ政府ヨリ要請セラレ」、「責任噸数遂行」といった表現にみられるように、戦争末期ののっぴきならない生産増強が中国人の「本格的移入」の一要因をなしていることである。等二は、生産増強に必要な朝鮮人強制連行の給源の枯渇が中国人「本格的移入」のもうひとつの要因をなしていることである。この点で、中国人の「本格的移入」は朝鮮人強制連行の破綻の代替的施策という側面を有していたと言わなければならない（史料 19 でこの点が認められないのは、港灣荷役業にはもともと朝鮮人「移入」がなされなかったためである⁽⁸⁸⁾）。第三は、上記第一、第二の要因に規定されて政府は中国人の「本格的移入」を事業場側に積極的に「指示」、「指令」、「懇懇」していることである（ただし史料 19 では事業場側が要請している）。

戦争末期に中国人の「本格的移入」が開始されたこと、これが以下の諸

章で明らかにされるように、さまざまな惨劇を生み出すこととなるのである。

- (1) 拙著『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会、1997年、第7章参照。
- (2) 北海道炭礦汽船労務課『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』（北海道開拓記念館所蔵）。
- (3) 同上史料。
- (4) 朝鮮人強制連行の給源が枯渇するのは1944年に入ってからであり、この段階での朝鮮人労働力不足は、「移入」朝鮮人の大量逃亡によるものと考えるのが妥当であろう。この点、前掲拙著、第8章を参照されたい。
- (5) 北炭労務課、前掲『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』
- (6) (7) (8) 同上史料
- (9) 以下にのべる中国人強制連行の諸構想・諸決定を含めて、いずれも労働慰安婦の連行をもとめてている。「戦時奴隷」としての「移入」中国人の性的処理問題（労働慰安婦）について政府トップレベルで議論しておきながら、南方に展開した日本軍の兵士の性的処理問題（従軍慰安婦）について、政府トップレベルで公式に議論しなかったはずはないと考えるのが常識であろう。
- (10) (11) (12) (14) (15) (16) 「苦力移入問題 昭和十五年九月三〇日 石炭鉱業聯合会齊木三平氏ヨリ聴取事項——天春純一郎」（北炭労務課、前掲『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』）
- (13) 北炭労務課、前掲『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』
- (17) (19) (20) 「苦力輸入問題」企画院第3部大西調程官訪問ニヨリ知り得タルモノ（10月7日）（北炭労務課、前掲『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』）
- (18) 「移入」朝鮮人の大量逃亡をさすと考えてよいであろう。前掲、拙著、第7章参照。
- (21) IPS文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、R-11
- (22) 華北政務委員会などと表裏一体となった傀儡的民衆団体、1937年12月設立。

中国人強制連行政策の成立過程

- (23) 軍部の関与によって1939年4月に設立された華北の交通運輸会社。
- (24) IPS文書, R-11
- (25) 山手国松「労働者募集私案」昭和15年9月28日(北炭労務課, 前掲『募集関係雑 苦力関係 昭和十五年』)
- (26) 山手国松「苦力ニ関シテ」年月不詳(同上史料)
- (27) 「復命書」資料課 室哲二◎(同上史料)
- (28) (29) (30) 北炭労務部『苦力・俘虜関係 昭和十八年』(北海道開拓記念館所蔵)。
- (31) 注(4)参照。
- (32) (33) 北炭労務部, 前掲『苦力・俘虜関係 昭和十八年』。
- (34) 「苦力使用ノ件」(私見)(同上史料)
- (35) 北炭前田一より石炭統制会田中丑之助宛書状(同上史料)。
- (36) 1941年11月, 石炭統制会の設立により石炭鉱業連合会は解散した。
- (39) 田中宏, 内海愛子, 石飛仁解説『資料 中国人強制連行』明石書店, 1987年, 532~533ページ。
- (38) IPS文書, R-11。
- (39) (40) 『華労移入経過』(国立公文書館所蔵)。編纂者, 年月日は不詳であるが, 使用されている紙, 内容の詳細性などからみて, 政府が作成した文書であることは明らかである。
- (41) 「華人労務者使用条件ニ関スル石炭, 鉱山両統制会専門委員打合せ」(北炭労務部, 前掲『苦力・俘虜関係 昭和十八年』)
- (42) 石炭統制会・鉱山統制会「華人労務者使用条件ニ対スル申合」(同上史料)。
- (43) 社団法人土木工業協会主事野木崇行『華北労働事情視察報告書』昭和十七年十二月一昭和十八年四月(IPS文書, R-11)
- (44) 「北支労働事情視察団派遣計画」(北炭労務部, 前掲『苦力・俘虜関係 昭和十八年』)
- (45) 以下とくに断わらない限り, 野木崇行, 前掲『華北労働事情視察報告書』による。
- (46) 同上書。
- (47) 労務部前田一「北支苦力事情視察報告」(北炭労務部, 前掲『苦力・俘虜関係 昭和十八年』)

- (48) 野木崇行, 前掲『華北労働事情視察報告書』.
- (49) 以下, 同上書による.
- (50) (51) 前田一, 前掲「北支苦力事情視察報告」.
- (52) 野木崇行, 前掲『華北労働事情視察報告書』.
- (53) 前掲『華労移入経過』所収.
- (54) 史料10では, 北炭夕張鉱が抜け落ちている. 前田一の報告にあるように「同一資本系統」炭鉱からの「移入」が困難であったためか, 前田一自身の反対の不満があったためか, いずれかであろう.
- (55) 前掲『華労移入経過』所収.
- (56) 同上史料.
- (57) 同上史料所収.
- (58) 同上史料.
- (59) 拙著『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会, 1988年, 406ページ参照.
- (60) 日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所『華人労働者就労顛末報告書』昭和21年3月17日報告.
- (61) 私は, 拙稿「朝鮮人・中国人強制連行と現代」(『一橋論叢』第123巻第2号, 2000年2月)で「『試験的移入』の対象とされたのは, 伏木港湾運送(株), 三井鉱山(株)田川鉱業所, 日鉄鉱業(株)二瀬^{ふたせ}鉱業所の3事業所で, それぞれ中国人2000名が『移入』された」(401ページ)と書いたが, それは誤りで, 修正したい.
- (62) 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行の記録—』新日本出版社, 1964年, 41ページ.
- (63) 前掲『華労移入経過』
- (64) 長沢秀編『戦時下朝鮮人・中国人・連合軍俘虜強制連行資料集』III 中国人強制連行(石炭統制会極秘文書)緑蔭書店, 1992年, 79ページ.
- (65) 長沢秀編, 同上史料集, 81ページ.
- (66) 長沢秀編, 同上史料集, 83ページ.
- (67) 長沢秀編, 同上史料集, 109ページ.
- (68) 外務省管理局『華人労働者就労事情調査報告(要旨)』昭和21年3月(田中宏, 松沢哲成編『中国人強制連行資料』現代書館, 1995年所収)5ページ.

中国人強制連行政策の成立過程

- (69) (70) 前掲『華労移入経過』。
- (71) 外務省管理局『華人労務者就労事情調査報告書（第1分冊）第1部 移入・配置及送還事情』昭和21年3月1日（田中宏，松沢哲成編，前掲資料集，所収）69ページ。
- (72) IPS文書，R-7
- (73) 前掲『華労移入経過』
- (74) 以下，同上史料による。
- (75) 長沢秀編，前掲資料集，155ページ。
- (76) 長沢秀編，前掲資料集，163ページ。
- (77) 長沢秀編，前掲資料集，277～290ページ。
- (78) 長沢秀編，前掲資料集，317ページ以下。
- (79) (80) (81) (82) 前掲『華労移入経過』
- (83) 株式会社地崎組落部出張所『華人労務者就労顛末報告書』昭和21年3月22日報告
- (84) 三井田川鉱業所『第3期・第4期華人労務者就労顛末報告書』（年月日記載なし）。
- (85) 日鉄鉱業釜石鉱業所『華人労務者就労顛末報告書』昭和21年3月^{空白}日報告。
- (86) 敦賀港海陸運送株式会社・敦賀華工管理事務所『華人労務者就労顛末報告書』昭和21年3月^{空白}日報告。
- (87) (88) 前掲，拙著，第7章参照。
- 〔付記〕引用史料のルビ・傍点は私が付したものである。

(2000年5月26日受領)